

第10回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	予算	条例	その他	計
件数	25	26	12	63

(2) 議案の名称

<予算>

(平成31年度予算)

- 議案第 1 号 平成31年度尼崎市一般会計予算
- 議案第 2 号 平成31年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算
- 議案第 3 号 平成31年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算
- 議案第 4 号 平成31年度尼崎市特別会計育英事業費予算
- 議案第 5 号 平成31年度尼崎市特別会計農業共済事業費予算
- 議案第 6 号 平成31年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算
- 議案第 7 号 平成31年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算
- 議案第 8 号 平成31年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算
- 議案第 9 号 平成31年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算
- 議案第10号 平成31年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算
- 議案第11号 平成31年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算
- 議案第12号 平成31年度尼崎市水道事業会計予算
- 議案第13号 平成31年度尼崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第14号 平成31年度尼崎市下水道事業会計予算
- 議案第15号 平成31年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算

(平成30年度補正予算)

- 議案第16号 平成30年度尼崎市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第17号 平成30年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号)
- 議案第18号 平成30年度尼崎市特別会計育英事業費補正予算(第1号)
- 議案第19号 平成30年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算(第

- 1号)
- 議案第20号 平成30年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)
- 議案第21号 平成30年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第2号)
- 議案第22号 平成30年度尼崎市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第23号 平成30年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第24号 平成30年度尼崎市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第25号 平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算(第3号)
- <条例>
- 議案第26号 尼崎市暴力団排除活動支援基金条例について
- 議案第27号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 尼崎市職員の自己啓発等休業に関する条例について
- 議案第30号 尼崎市職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 議案第31号 尼崎市職員の修学部分休業に関する条例について
- 議案第32号 尼崎市PFI事業者選定委員会条例について
- 議案第33号 尼崎市市税条例及び尼崎市債権管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 尼崎市国民健康保険事業基金条例について
- 議案第40号 尼崎市武庫川六樋かんがい施設使用料条例を廃止する条例について
- 議案第41号 尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

- 議案第45号 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第46号 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 尼崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について
- <その他>
- 議案第52号 丹波少年自然の家事務組合規約の一部変更に関する協議について
- 議案第53号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第54号 工事請負契約について（旧若草中学校解体工事）
- 議案第55号 指定管理者の指定について（鶴の巣園、千代木園、福喜園及びワークセンター和楽園）
- 議案第56号 指定管理者の指定について（尼崎市立弥生ヶ丘斎場）
- 議案第57号 指定管理者の指定について（尼崎市墓園）
- 議案第58号 尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて
- 議案第59号 尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について
- 議案第60号 事業契約の変更について（市営武庫3住宅第1期建替事業）
- 議案第61号 事業契約の変更について（市営武庫3住宅第2期（宮ノ北住宅）建替事業）
- 議案第62号 工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その1）工事）
- 議案第63号 工事請負契約について（港橋耐震補強（その2）工事）

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	2件	287,052円
その他の事故	11件	3,941,348円

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市教育委員会教育長の任命

- ・ 尼崎市教育委員会委員の任命
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第10回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<平成31年2月定例会>

種 別	予 算	番 号	議案第1号～第15号	所 管	—
件 名	平成31年度 当初予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分		当初予算額		前年度比	
一	般 会 計	205,000,000		99.2%	
特	別 会 計	100,942,742		101.5%	
	国民健康保険事業費	49,315,513		101.2%	
	地方卸売市場事業費	335,286		110.3%	
	育英事業費	8,376		100.0%	
	農業共済事業費	16,664		90.9%	
	公共用地先行取得事業費	2,061,194		91.9%	
	公害病認定患者救済事業費	26,183		96.4%	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	26,944		114.8%	
	青少年健全育成事業費	9,248		96.6%	
	介護保険事業費	42,982,005		101.6%	
	後期高齢者医療事業費	6,161,329		105.9%	
企	業 会 計	74,731,060		97.9%	
	水道事業	11,848,938		95.8%	
	工業用水道事業	2,023,468		100.0%	
	下水道事業	20,275,639		95.0%	
	モーターボート競走事業	40,583,015		99.9%	
合 計		380,673,802		99.5%	

<平成31年2月定例会>

種 別	予 算	番 号	議案第16号～第25号	所 管	—
件 名	平成30年度 補正予算				
内 容					
(単位：千円)					
		区 分	補正予算額		
一	般	会 計 (第5号)	△4,791,005		
特	別	会 計	522,280		
		国民健康保険事業費 (第2号)	666,018		
		育英事業費 (第1号)	480		
		公共用地先行取得事業費 (第1号)	—		
		介護保険事業費 (第2号)	△530,739		
		後期高齢者医療事業費 (第2号)	386,521		
企	業	会 計	2,861,771		
		水道事業 (第2号)	△128,247		
		工業用水道事業 (第2号)	△116,806		
		下水道事業 (第1号)	△277,778		
		モーターボート競走事業 (第3号)	3,384,602		

平成30年度 2月補正の概要

○ 一般会計補正予算（補正5号）

（補正予算の内容）

歳入において、市税が約8億円、税外諸収入が約1億円の増、また、歳出においては、尼崎養護学校移転事業費における平成29年度補正予算との重複計上分が約14億円、国民健康保険事業費会計繰出金が約5億円の減となり、そのほか入札差金や執行残など、歳入・歳出全般を決算見込みに基づき整理することにより、現在措置している財源対策の約25億円を全額削減するとともに、現時点における剰余見込額の約5億円を財政調整基金へ積み立てる。

また、国の経済対策による補助金を活用し、消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯に与える影響を緩和するとともに、消費喚起を促すためのプレミアム付商品券の発行に向けた準備等を行う。

（歳入の主なもの）

①	市税の増	777 百万円
②	税外諸収入の増	130 百万円
③	地方交付税の増	72 百万円

（歳出の主なもの）

①	財政調整基金積立金の増	497 百万円
②	尼崎養護学校移転事業費の減	△ 1,395 百万円
③	国民健康保険事業費会計繰出金の減	△ 523 百万円
④	減債基金積立金の減	△ 419 百万円
⑤	生活保護扶助費の減	△ 353 百万円
⑥	公債費の減	△ 236 百万円
⑦	投資的経費、経常経費の執行差金、契約差金、不用見込みとなる経費の減額補正	

1 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
209,931,298	△ 4,791,005	205,140,293

2 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	777,000	議会費	△ 6,615
利子割交付金	60,000	総務費	320,195
自動車取得税交付金	70,000	民生費	△ 1,946,691
地方交付税	71,524	衛生費	△ 60,224
分担金及び負担金	6,352	労働費	△ 698
国庫支出金	△ 1,016,831	農林水産業費	15,395
県支出金	△ 745,585	商工費	△ 301,972
財産収入	△ 214,727	土木費	△ 951,377
寄付金	57,615	消防費	△ 284
繰入金	△ 2,542,368	教育費	△ 1,620,723
諸収入	△ 404,085	災害復旧費	△ 2,178
市債	△ 909,900	公債費	△ 235,833
合 計	△ 4,791,005	合 計	△ 4,791,005

3 主な事業（50,000千円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	尼崎養護学校移転事業費	△ 1,395,432
2	国民健康保険事業費会計繰出金	△ 523,476
3	減債基金積立金	△ 418,798
4	生活保護扶助費	△ 352,722
5	中小企業資金融資制度関係事業費	△ 349,400
6	地域介護・福祉空間整備等事業費	△ 289,321
7	保育環境改善事業費	△ 225,816
8	市債利子	△ 216,643
9	駐輪施設等維持管理事業費	△ 200,243
10	施設型給付費（民生費）	△ 179,887
11	特別養護老人ホーム等整備事業費	△ 178,740
12	保育の量確保事業費	△ 156,810
13	介護保険事業費会計繰出金	△ 137,520
14	市税還付金、還付加算金等	△ 113,000
15	道路橋りょう新設改良事業費	△ 112,319
16	長洲久々知線等道路整備事業費	△ 95,729
17	庄下川都市基盤河川改修事業費	△ 93,492
18	児童扶養手当給付関係事業費	△ 91,827
19	あまがさき・ひと咲きプラザ整備事業費	△ 90,437
20	小学校適正規模・適正配置推進事業費	△ 89,150
21	施設型給付費（教育費）	△ 65,196
22	市営住宅建替等事業費	△ 64,574
23	幼稚園施設整備事業費	△ 64,075
24	住宅市街地総合整備事業費	△ 61,037
25	公害病補償事業費	△ 58,014
26	財政調整基金積立金	496,611
27	税外収入還付金	450,000
28	障害児通所支援等給付費	180,062
29	乗合自動車特別乗車証交付事業費	92,832
30	中学校各種施設整備事業費	64,623

4 繰越明許費の補正

(追 加)

(単位：千円)

No.	事業名	補正額
1	あまがさき・ひと咲きプラザ整備事業	11,000
2	防災情報通信事業	5,000
3	更生保護施設整備事業	4,932
4	鉄道駅舎エレベーター等設置事業	10,911
5	特別養護老人ホーム等整備事業	118,260
6	地域総合センター整備事業	22,286
7	保育の量確保事業	350,801
8	保育環境改善事業	248,041
9	公立保育所施設整備事業	16,501
10	児童ホーム整備事業	52,515
11	焼却施設等延命化事業	56,221
12	農業振興対策事業	12,583
13	プレミアム付商品券関係事業	42,959
14	道路橋りょう維持管理事業	3,975
15	道路橋りょう新設改良事業	476,400
16	庄下川都市基盤河川改修事業	143,000
17	水路整備事業	12,564
18	公園維持管理事業	30,800
19	競馬場周辺道路整備事業	32,339
20	長洲久々知線等道路整備事業	111,851
21	市営住宅維持整備事業	115,494
22	市営住宅建替等事業	614,579
23	住宅市街地総合整備事業	4,868
24	消防庁舎等整備事業	28,968
25	小学校各種施設整備事業	168,541
26	中学校各種施設整備事業	124,263
27	高等学校各種施設整備事業	54,015
28	幼稚園空調整備事業	29,552
29	幼稚園施設整備事業	12,924
30	文化財保護啓発事業	455
31	公民館施設整備事業	55,003
32	学校開放事業	2,100
33	公園災害復旧費	10,000
合 計		2,983,701

5 債務負担行為の補正

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
街路灯維持管理事業	平成40年度まで	1,300,000	平成41年度まで	1,300,000
平成30年度公共用地取得事業 (尼崎市土地開発公社分)	平成31年度まで	617,000 (外に利子相当額)	平成32年度まで	617,000 (外に利子相当額)

6 市債の補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
青少年施設整備事業費	400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め30年以内に半年賦元金均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上げ償還を行い、償還年限を短縮し、又は利率を高めないで借換えをすることができるものとし、借入れ先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
墓園整備事業費	3,900			
農業公園整備事業費	5,700			

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
地区会館等整備事業費	限度額 3,000	限度額 16,000
社会福祉施設整備事業費	限度額 199,600	限度額 283,900
公園整備事業費	限度額 178,400	限度額 281,500
住宅建設事業費	限度額 1,340,000	限度額 1,377,700
消防施設整備事業費	限度額 240,600	限度額 242,900
社会体育施設整備事業費	限度額 28,900	限度額 29,100
社会教育施設整備事業費	限度額 517,000	限度額 518,400

○ 特別会計補正予算 (5会計)

522,280 千円

1 国民健康保険事業費 (補正2号)

666,018 千円

(単位：千円)

No.	事 項	補 正 額
1	療養給付費負担金等返還金	666,018

2 育英事業費（補正1号） 480 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	育英事業基金積立金	480

3 公共用地先行取得事業費（補正1号） 0 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	不動産売払収入	12,856
2	他会計繰入金	△ 12,856

4 介護保険事業費（補正2号） △ 530,739 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	介護サービス等給付費	△ 710,481
2	審査支払手数料	△ 4,941
3	高額介護サービス費	△ 36,628
4	介護予防・日常生活支援総合事業費	△ 243,682
5	包括的支援等事業費	882
6	介護給付費準備基金積立金	190,101
7	第1号被保険者償還金及び還付加算金	274,010

5 後期高齢者医療事業費（補正2号） 386,521 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	保険料等負担金	399,841
2	保険基盤安定拠出金	△ 13,320

○ 企業会計補正予算（4会計） 2,861,771 千円

1 水道事業会計（補正2号） △ 128,247 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	職員給与費	△ 128,465
2	消費税及び地方消費税	218

2 工業用水道事業会計（補正2号） △ 116,806 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	特別損失	△ 124,360
2	消費税及び地方消費税	7,554

3 下水道事業会計（補正1号） △ 277,778 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	建設改良費	△ 300,000
2	消費税及び地方消費税	22,222

債務負担行為の補正

（廃止）

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
下水道建設事業	平成31年度から 平成35年度まで	5,697,000	-	-

4 モーターボート競走事業会計（補正3号） 3,384,602 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	開催費	3,382,004
2	消費税及び地方消費税	2,598

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第26号	所 管	生活安全課
件 名	尼崎市暴力団排除活動支援基金条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>本市は平成25年3月に尼崎市暴力団排除条例を制定し、市民等が主体的に暴力団排除に係る活動を行うための必要な支援を行っているところである。その中で、現在市内で暴力団排除の機運が高まっている状況を踏まえ、さらなる暴力団排除に向け、市民や事業者などから広く寄付を募るとともに、市の強い姿勢を対外的に示すことを目的に、地方自治法第241条の規定に基づく尼崎市暴力団排除活動支援基金を設置するための条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 基金の額（第2条） 基金に積み立てる額について、市民等に対する支援に要する経費に充てるための寄付金の額及び毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(2) 管理（第3条） 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することを義務付けるとともに、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとする。</p> <p>(3) 処分（第6条） 基金は、暴力団排除活動等に係る支援を行うため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができることとする。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日</p>					

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第27号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 事務事業の執行体制の整備等により、職員定数の増減を行うための規定整備を行うとともに、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の導入に伴う所要の整備を行うもの。				
2	主な改正内容				
	(1) 第2条第1項の職員の定数を次の表のとおり改める。				
	部 局				
		改正	現行	増減	
	市長の事務部局の職員 〔うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員〕	1,995 [223]	1,957 [223]	38 [0]	
	教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員	259	288	△ 29	
	教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員	214	227	△ 13	
	選挙管理委員会の事務部局の職員	12	8	4	
	公営企業局の職員	274	296	△ 22	
	(参考)				
	その他改正を行わなかった部局	469	469	0	
	条例定数の総数	3,223	3,245	△ 22	
	(2) 自己啓発等休業及び配偶者同行休業をしている職員について、定数の外に置くための規定を追加する。				
3	職員定数増減（△22）の主な内訳				
	市長事務部局（+38）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興体制の再構築への対応 ・子どもの育ち支援センター開所への対応 ・保育の無償化への対応 ・災害対策業務への対応 など 			
	教育委員会事務部局（△29）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興体制の再構築による公民館機能の移管など 			
	教育委員会教員（△13）	<ul style="list-style-type: none"> ・園和幼稚園の廃園 など 			
	選挙管理委員会事務部局（+4）	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙事務繁忙期への対応 			
	公営企業局（△22）	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道お客さまセンター開設に伴う窓口業務の委託拡大 など 			
4	施行期日 平成31年4月1日				

尼崎市職員定数条例

改正後	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,995</u>人 うち社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員 223人</p> <p>(3) 教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>259</u>人</p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>214</u>人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>12</u>人</p> <p>(10) 公営企業局の職員 <u>274</u>人</p> <p>2 次の各号に掲げる職員は、前項各号に定める職員の定数の外に置くものとする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 前項第1号、第2号又は第5号に掲げる職員がその職務に復帰した場合(その復帰した日が4月1日である場合を除く。)におけるその復帰した職員は、その復帰した日の属する年度の末日までの間は、第1項各号に定める職員の定数の外に置くものとする。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,957</u>人 うち社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員 223人</p> <p>(3) 教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>288</u>人</p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>227</u>人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>8</u>人</p> <p>(10) 公営企業局の職員 <u>296</u>人</p> <p>2 次の各号に掲げる職員は、前項各号に定める職員の定数の外に置くものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 <u>前項第3号</u>に掲げる職員がその職務に復帰した場合(その復帰した日が4月1日である場合を除く。)におけるその復帰した職員は、その復帰した日の属する年度の末日までの間は、第1項各号に定める職員の定数の外に置くものとする。</p>

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第28号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>新たな行政課題への的確な対応及び時宜に応じた組織体制の構築を行うため、規定の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>(1) 総合政策局の新設 本市の今後のまちづくりに係る取組を総合的に、かつ戦略的に推し進めていくため、新たな地域振興体制のもとに尼崎市自治のまちづくり条例の着実な実施を目指す体制として、総合政策局を設置する。</p> <p>(2) 財務部門の一体化 流動資産も含めた資産管理の推進を図るために、企画財政局から予算その他財政に関する事項を資産統括局に移管する。</p> <p>(3) 市民サービス部門の移管 現在、市民協働局において担っているマイナンバー関係事務や住民基本台帳システム関係事業について、情報政策部門との連携の強化を図るため、総務局に移管する。</p> <p>(4) 企画財政局、ひと咲きまち咲き担当局及び市民協働局の廃止 企画財政局（ひと咲きまち咲き担当局を含む。）については、その分掌する事務を総合政策局と資産統括局に移管するため、また、市民協働局については、その分掌する事務を総合政策局と総務局に移管するため、本条例から企画財政局と市民協働局に係る規定を削除する。</p> <p>(5) こども青少年本部事務局の名称変更 子ども・子育て支援に係る施策について、今後の子どもの育ち支援センターの開設など、一定の方向性が導き出されたことを受け、こども青少年本部事務局を定常組織として改めるために、局の名称をこども青少年局に改正する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p>				

尼崎市事務分掌条例

改正後	現 行
<p>(部局の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部局を設け、その分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書室</p> <p>(1) 秘書に関する事項</p> <p>総合政策局</p> <p>(1) <u>議会に関する事項</u></p> <p>(2) <u>市政の総合企画及び総合調整に関する事項</u></p> <p>(3) <u>広報に関する事項</u></p> <p>(4) <u>文化に関する事項</u></p> <p>(5) <u>協働のまちづくりに関する事項</u></p> <p>(6) <u>男女共同参画に関する事項</u></p> <p>(7) <u>広聴に関する事項</u></p> <p>(8) <u>人権啓発等及び国際化に関する事項</u></p> <p>(9) <u>国際交流に関する事項</u></p> <p>資産統括局</p> <p>(1) <u>予算その他財政に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公有財産に関する事項</u></p> <p>(3) <u>検査に関する事項</u></p> <p>(4) <u>市税に関する事項</u></p> <p>総務局</p> <p>(1) 法制その他市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 職員の人事、給与、厚生福利及び研修に関する事項</p> <p>(3) 行政管理に関する事項</p> <p>(4) 情報及び統計に関する事項</p> <p>(5) 契約に関する事項</p> <p>(6) <u>戸籍、住民基本台帳等に関する事項</u></p> <p>(7) <u>社会保険等に関する事項</u></p> <p>(8) 他の部局の主管に属しない事項</p>	<p>(部局の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部局を設け、その分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書室</p> <p>(1) 秘書に関する事項</p> <p>(2) <u>広報に関する事項</u></p> <p>企画財政局</p> <p>(1) <u>議会に関する事項</u></p> <p>(2) <u>国際交流に関する事項</u></p> <p>(3) <u>市政の総合企画及び総合調整に関する事項</u></p> <p>(4) <u>予算その他財政に関する事項</u></p> <p>(5) <u>文化に関する事項</u></p> <p>(6) <u>都市の魅力の創造及び発信に関する事項</u></p> <p>総務局</p> <p>(1) 法制その他市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 職員の人事、給与、厚生福利及び研修に関する事項</p> <p>(3) 行政管理に関する事項</p> <p>(4) 情報及び統計に関する事項</p> <p>(5) 契約に関する事項</p> <p>(6) 他の部局の主管に属しない事項</p> <p>資産統括局</p> <p>(1) <u>公有財産に関する事項</u></p>

<p><u>こども青少年局</u></p> <p>(1) 子どもの育成支援に関する事項</p> <p>(2) 青少年の育成支援に関する事項</p>	<p>(2) 検査に関する事項</p> <p>(3) 市税に関する事項</p> <p><u>市民協働局</u></p> <p>(1) <u>協働のまちづくりに関する事項</u></p> <p>(2) <u>男女共同参画に関する事項</u></p> <p>(3) <u>広聴に関する事項</u></p> <p>(4) <u>人権啓発等及び国際化に関する事項</u></p> <p>(5) <u>支所に関する事項</u></p> <p>(6) <u>戸籍、住民基本台帳等に関する事項</u></p> <p>(7) <u>社会保険等に関する事項</u></p> <p><u>こども青少年本部事務局</u></p> <p>(1) 子どもの育成支援に関する事項</p> <p>(2) 青少年の育成支援に関する事項</p>
---	---

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第29号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の自己啓発等休業に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>職員のより幅広い働き方に柔軟に対応する観点から、職員が自発的に職務を離れて大学等における修学や国際貢献活動を行うための自己啓発等休業を導入するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 自己啓発等休業の承認 (第2条)</p> <p>職員(在職期間が2年以上の者に限る。)が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認する。</p> <p>(2) 自己啓発等休業の期間 (第3条)</p> <p>自己啓発等休業の期間は、大学等において修学を行う場合は2年(大学における修学の成果をあげるために特に必要な場合は3年)を、国際貢献活動を行う場合は3年を超えない範囲とする。</p> <p>(3) 自己啓発等休業の承認の取消事由 (第8条)</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、自己啓発等休業の承認を取り消すこととする。</p> <p>ア 正当な理由なく、在学している大学等課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席したこと又は奉仕活動の全部若しくは一部を行わなかった場合。</p> <p>イ 在学している大学等課程を休学し、停学にされ、又はその出席すべき授業等を欠席したこと、奉仕活動の全部又は一部を行わなかったことその他の事情により、大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合。</p> <p>(4) 給与の取扱い (第10条・第11条)</p> <p>ア 自己啓発等休業をしている期間については、地方公務員法の規定に基づき給与を支給しない。</p> <p>イ 職員が職務に復帰した後の昇給において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該休業期間のうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものは100分の100以下、それ以外の場合は100分の50以下の換算率を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとして取り扱う。</p> <p>ウ 退職手当算出に係る在職期間の算定において、当該休業期間中の活動が公務の能率的な運営に資すると認められる場合等については当該休業期間の2分の1の期間を、それ以外の場合は全期間を除算する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p>					

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第30号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の配偶者同行休業に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>職員のより幅広い働き方に柔軟に対応する観点から、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するための配偶者同行休業を導入するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 配偶者同行休業の承認（第2条）</p> <p>職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活を共にするための休業をすることを承認する。</p> <p>(2) 配偶者同行休業の期間（第3条）</p> <p>配偶者同行休業の期間は、3年を超えない範囲とする。</p> <p>(3) 配偶者同行休業の承認の取消事由（第7条）</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、配偶者同行休業の承認を取り消すこととする。</p> <p>ア 配偶者が外国に滞在しなくなった場合。</p> <p>イ 職員が産前休暇又は産後休暇を与えられる場合。</p> <p>ウ 職員が育児休業を与えられる場合。</p> <p>(4) 給与の取扱い（第9条・10条）</p> <p>ア 配偶者同行休業をしている期間については、地方公務員法の規定に基づき給与を支給しない。</p> <p>イ 職員が職務に復帰した後の昇給において、当該休業期間について100分の50以下の換算率を乗じて得た期間を、引き続き勤務したものとして取り扱う。</p> <p>ウ 退職手当算出に係る在職期間の算定において、当該休業期間の全期間を除算する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p>					

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第31号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の修学部分休業に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>職員のより幅広い働き方に柔軟に対応する観点から、職員が自発的に職務を離れて大学等における修学を行うための修学部分休業を導入するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 修学部分休業の承認（第2条）</p> <p>職員（在職期間が2年以上の者に限る。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、1日のうち2時間の範囲内で大学等課程の履修のための休業をすることを承認する。</p> <p>(2) 修学部分休業の期間（第4条）</p> <p>修学に必要なと認められる期間は、2年（大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合は3年）を超えない範囲とする。</p> <p>(3) 給与の取扱い（第7条）</p> <p>修学部分休業の承認を受けた職員について、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与の額に相当する額を減額した給与を支給する。</p> <p>(4) 修学部分休業の承認の取消事由（第8条）</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、修学部分休業の承認を取り消すこととする。</p> <p>ア 大学等課程の履修を取りやめた場合。</p> <p>イ 正当な理由なく、在学している大学等課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席した場合。</p> <p>ウ 在学している大学等課程を休学し、停学にされ、又はその出席すべき授業等を欠席したことその他の事情により、大学等課程の履修に支障が生じている場合。</p> <p>エ 職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得た場合。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p>					

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第32号	所 管	ファシリティマネジメント推進担当
件 名	尼崎市PFI事業者選定委員会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)に基づく公共施設整備等事業の事業者選定を適切に実施するにあたり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市PFI事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を選定事業ごとに設置するため、条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条)</p> <p>公共施設整備等事業のうち、PFI法に基づく選定事業に係る事業者の選定に関する事項を調査審議するため、選定事業ごとに委員会を設置する。</p> <p>(2) 組織(第2条)</p> <p>ア 委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>ウ 委員は、PFI事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>				
3	<p>本条例制定に伴う所要の整備</p> <p>本条例の施行により、「尼崎市営住宅等PFI事業者選定委員会条例」を廃止する。</p>				
4	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市営住宅等PFI事業者選定委員会条例

現 行

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業で本市が設置する市営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、再開発住宅、従前居住者用住宅又は特定公共賃貸住宅の建替え等に係るもの(以下「市営住宅等建替事業」という。)に係る選定事業者(同条第5項に規定する選定事業者をいう。)となるべき事業者(以下「PFI事業者」という。)の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、市営住宅等建替事業ごとに尼崎市営住宅等PFI事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、PFI事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第33号	所 管	税務管理課、法務支援担当							
件 名	尼崎市市税条例及び尼崎市債権管理条例の一部を改正する条例について											
内 容												
1	<p>改正理由</p> <p>行政サービスを利用する特定の受益者に応分の負担を求める受益者負担の観点から考慮して設定すべき使用料及び手数料については、3年毎に原価率の実態調査を行い、必要な単価の改定を実施しており、今年度の実態調査にあたっては、平成31年10月から予定されている消費税率の改定についても考慮して原価率を算出した。</p> <p>その結果、原価率が110%を超える項目については、原則として、改定を行うべきと判断し、尼崎市市税条例に規定する項目のうち、該当する督促手数料について改定を行うとともに所要の文言整理を行うもの。</p> <p>併せて、尼崎市債権管理条例に規定する督促手数料についても、同様の改定を行う。</p>											
2	<p>改正内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改定後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市税に係る督促手数料</td> <td rowspan="2">90円/1通</td> <td rowspan="2">80円/1通</td> </tr> <tr> <td>分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の税外収入金(私債権を除く。)に係る督促手数料</td> </tr> </tbody> </table>						改定後	現行	市税に係る督促手数料	90円/1通	80円/1通	分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の税外収入金(私債権を除く。)に係る督促手数料
	改定後	現行										
市税に係る督促手数料	90円/1通	80円/1通										
分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の税外収入金(私債権を除く。)に係る督促手数料												
3	<p>施行期日</p> <p>平成31年10月1日</p>											

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>(督促手数料)</p> <p>第15条 <u>徴税吏員は、滞納者に対して前条の規定により督促状を発した場合においては、督促手数料として、当該滞納者から1通につき90円を徴収しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(督促手数料)</p> <p>第15条 <u>督促状を発した場合においては、1通について80円の督促手数料を徴収する。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>

尼崎市債権管理条例

改正後	現 行
<p>(督促) 第6条 4 債権管理者は、公債権に係る滞納者に対して 地方自治法第231条の3第1項その他の法 令の規定により督促した場合には、督促 手数料として、当該滞納者から1通につき<u>90</u> <u>円</u>を徴収しなければならない。ただし、債権管 理者がやむを得ない理由があると認める場合 は、この限りでない。</p>	<p>(督促) 第6条 4 債権管理者は、公債権に係る滞納者に対して 地方自治法第231条の3第1項その他の法 令の規定により督促した場合には、督促 手数料として、当該滞納者から1通につき<u>80</u> <u>円</u>を徴収しなければならない。ただし、債権管 理者がやむを得ない理由があると認める場合 は、この限りでない。</p>

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第34号	所 管	選挙管理委員会事務局
件 名	尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）の施行により、地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁されるとともに、その作成に係る公費負担が可能となったことから、尼崎市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額等について、新たに規定を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>尼崎市議会議員の選挙に係る選挙運動用ビラの作成について、4,000枚の範囲内を公費負担とする。</p> <p>また、当該公費負担の限度額については、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（7円51銭を超える場合は、7円51銭）に選挙運動用ビラの作成枚数（4,000枚を超える場合は、4,000枚）を乗じて得た額とする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市選挙公営条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項、第143条第15項、第144条の2第8項及び第9項並びに第172条の2の規定に基づき、<u>尼崎市議会議員（以下「議員」という。）又は尼崎市長（以下「長」という。）の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用の公営、議員又は長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営、議員又は長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営、選挙運動用ポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）の設置及び選挙公報の発行について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2章 選挙運動用自動車の使用の公営 (選挙運動用自動車の使用の公営)</p> <p>第2条 <u>議員又は長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第6条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。</u></p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第6条の2 候補者は、第6条の5に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項、第143条第15項、第144条の2第8項及び第9項並びに第172条の2の規定に基づき、<u>尼崎市議会議員（以下「議員」という。）及び尼崎市長（以下「長」という。）の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用の公営、長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営並びに議員及び長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営、選挙運動用ポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）の設置及び選挙公報の発行について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2章 選挙運動用自動車の使用の公営 (選挙運動用自動車の使用の公営)</p> <p>第2条 <u>議員及び長の選挙における候補者（第2章の2を除き、以下「候補者」という。）は、第6条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。</u></p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第6条の2 <u>長の選挙における候補者（以下この章において「候補者」という。）は、第6条の5に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</u></p>

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払
手続)

第6条の4 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて4,000枚（長の選挙に係る選挙運動用ビラにあっては、16,000枚。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額)

第6条の5 第6条の2の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が4,000枚を超える場合は、4,000枚）を乗じて得た金額とする。

(ポスター掲示場の設置)

第11条 委員会は、議員又は長の選挙について、ポスター掲示場を設置する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払
手続)

第6条の4 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて16,000枚の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額)

第6条の5 第6条の2の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が16,000枚を超える場合は、16,000枚）を乗じて得た金額とする。

(ポスター掲示場の設置)

第11条 委員会は、議員及び長の選挙について、ポスター掲示場を設置する。

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第35号	所 管	職員課
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>本市教育職員の給与については、従前より兵庫県等に準拠しているところであるが、この度、県において昇格時の号給を抑制するため、昇格時号給対応表の改正が行われたことから、本市教育職員についても同様の改正を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）の昇格時号給対応表について、兵庫県の教育職給料表の昇格時号給対応表と同様の改正を行う。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p>				

尼崎市職員の給与に関する条例

改正後					現 行				
別表第10 ウ 教育職給料表（一）昇格時号給対応表					別表第10 ウ 教育職給料表（一）昇格時号給対応表				
昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	2	1	1	1	1
3	1	1	1	1	3	1	1	1	1
4	1	1	1	1	4	1	1	1	1
5	1	1	1	1	5	1	1	1	1
6	1	1	1	1	6	1	1	1	1
7	1	1	1	1	7	1	1	1	1
8	1	1	1	1	8	1	1	1	1
9	1	1	1	1	9	1	1	1	1
10	2	1	1	1	10	2	1	1	1
11	3	1	1	1	11	3	1	1	1
12	4	1	1	1	12	4	1	1	1
13	5	1	1	1	13	5	1	1	1
14	6	1	1	1	14	6	1	1	1
15	7	1	1	1	15	7	1	1	1
16	8	1	1	1	16	8	1	1	1
17	9	1	1	1	17	9	1	1	1
18	10	1	1	1	18	10	1	1	1
19	11	1	1	1	19	11	1	1	1
20	12	1	1	1	20	12	1	1	1
21	13	1	1	1	21	13	1	1	1
22	14	1	1	1	22	14	1	1	1
23	15	1	1	1	23	15	1	1	1
24	16	1	2	1	24	16	1	2	1
25	17	1	3	1	25	17	1	3	1
26	18	1	4	1	26	18	1	4	1
27	19	1	5	1	27	19	1	5	1
28	20	1	6	1	28	20	1	6	1
29	21	1	7	1	29	21	1	7	1
30	22	1	8	1	30	22	1	8	1
31	23	1	9	1	31	23	1	9	1
32	24	1	10	1	32	24	1	10	1
33	25	1	11	1	33	25	1	11	1
34	26	1	12	1	34	26	1	12	1
35	27	1	13	1	35	27	1	13	1
36	28	1	14	1	36	28	1	14	1
37	29	1	15	1	37	29	1	15	1
38	30	1	16	1	38	30	1	16	1
39	31	1	17	1	39	31	1	17	1
40	32	1	18	1	40	32	1	18	1
41	33	1	20	1	41	33	1	20	1
42	34	1	21	2	42	34	1	21	2
43	35	1	22	3	43	35	1	22	3
44	36	2	23	4	44	36	2	23	4

45	37	3	24	5	45	37	3	24	5
46	38	4	25	6	46	38	4	25	6
47	39	5	26	7	47	39	5	26	7
48	40	6	27	8	48	40	6	27	8
49	41	7	28	9	49	41	7	28	9
50	41	8	28	10	50	41	8	28	10
51	42	9	29	11	51	42	9	29	11
52	42	10	30	12	52	42	10	30	12
53	43	11	31	13	53	43	11	31	13
54	43	12	32	14	54	43	12	32	14
55	44	13	33	15	55	44	13	33	15
56	44	14	34	16	56	44	14	34	16
57	45	15	35	17	57	45	15	35	17
58	<u>45</u>	16	36	18	58	<u>46</u>	16	36	18
59	<u>46</u>	17	37	19	59	<u>47</u>	17	37	19
60	<u>46</u>	18	38	20	60	<u>48</u>	18	38	20
61	<u>47</u>	19	39	21	61	<u>49</u>	19	39	21
62	<u>47</u>	20	40	22	62	<u>49</u>	20	40	22
63	<u>48</u>	21	41	23	63	<u>50</u>	21	41	23
64	<u>48</u>	22	42	24	64	<u>50</u>	22	42	24
65	<u>49</u>	23	43	25	65	<u>51</u>	23	43	25
66	<u>49</u>	24	44	<u>25</u>	66	<u>51</u>	24	44	<u>26</u>
67	<u>50</u>	25	45	<u>26</u>	67	<u>52</u>	25	45	<u>27</u>
68	<u>50</u>	26	46	<u>26</u>	68	<u>52</u>	26	46	<u>28</u>
69	<u>51</u>	27	48	<u>27</u>	69	<u>53</u>	27	48	<u>29</u>
70	<u>51</u>	28	49	<u>27</u>	70	<u>53</u>	28	49	<u>30</u>
71	<u>52</u>	29	50	<u>28</u>	71	<u>54</u>	29	50	<u>31</u>
72	<u>52</u>	30	50	<u>28</u>	72	<u>54</u>	30	50	<u>32</u>
73	<u>53</u>	31	51	<u>29</u>	73	<u>55</u>	31	51	<u>33</u>
74	<u>54</u>	32	51	<u>29</u>	74	<u>55</u>	32	51	<u>33</u>
75	<u>55</u>	33	52	<u>30</u>	75	<u>56</u>	33	52	<u>34</u>
76	<u>56</u>	34	52	<u>30</u>	76	<u>56</u>	34	52	<u>34</u>
77	<u>57</u>	35	53	<u>31</u>	77	<u>57</u>	35	53	<u>35</u>
78	<u>57</u>	36	54	<u>31</u>	78	<u>57</u>	36	54	<u>35</u>
79	<u>58</u>	37	55	<u>32</u>	79	<u>58</u>	37	55	<u>36</u>
80	<u>58</u>	38	55	<u>32</u>	80	<u>58</u>	38	55	<u>36</u>
81	<u>59</u>	39	56	<u>33</u>	81	<u>59</u>	39	56	<u>37</u>
82	<u>59</u>	40	56	<u>33</u>	82	<u>59</u>	40	56	<u>37</u>
83	<u>60</u>	41	57	<u>34</u>	83	<u>60</u>	41	57	<u>38</u>
84	<u>60</u>	42	58	<u>34</u>	84	<u>60</u>	42	58	<u>38</u>
85	<u>61</u>	43	59	<u>35</u>	85	<u>61</u>	43	59	<u>39</u>
86	<u>61</u>	44	59	<u>35</u>	86	<u>61</u>	44	59	<u>39</u>
87	<u>62</u>	45	60	<u>36</u>	87	<u>62</u>	45	60	<u>40</u>
88	<u>62</u>	46	61	<u>36</u>	88	<u>62</u>	46	61	<u>40</u>
89	<u>63</u>	47	61	<u>37</u>	89	<u>63</u>	47	61	<u>41</u>
90	<u>63</u>	48	62	<u>37</u>	90	<u>63</u>	48	62	<u>41</u>
91	<u>64</u>	49	62	<u>38</u>	91	<u>64</u>	49	62	<u>42</u>
92	<u>64</u>	50	63	<u>38</u>	92	<u>64</u>	50	63	<u>42</u>
93	<u>65</u>	51	63	<u>39</u>	93	<u>65</u>	51	63	<u>43</u>
94	<u>65</u>	52	63		94	<u>65</u>	52	63	
95	<u>65</u>	53	64		95	<u>66</u>	53	64	
96	<u>66</u>	54	64		96	<u>66</u>	54	64	
97	<u>66</u>	55	64		97	<u>67</u>	55	64	
98	<u>66</u>	56	64		98	<u>67</u>	56	64	
99	<u>67</u>	57	65		99	<u>68</u>	57	65	

100	<u>67</u>	58	65		100	<u>68</u>	58	65	
101	<u>67</u>	59	65		101	<u>69</u>	59	65	
102	<u>68</u>	60	<u>65</u>		102	<u>69</u>	60	<u>66</u>	
103	<u>68</u>	61	66		103	<u>69</u>	61	66	
104	<u>68</u>	62	66		104	<u>70</u>	62	66	
105	<u>69</u>	63	66		105	<u>70</u>	63	67	
106	<u>69</u>	64	66		106	<u>70</u>	64	67	
107	<u>69</u>	65	67		107	<u>71</u>	65	68	
108	<u>70</u>	66	67		108	<u>71</u>	66	68	
109	<u>70</u>	67	67		109	<u>71</u>	67	69	
110	<u>70</u>	68	67		110	<u>72</u>	68	69	
111	<u>71</u>	69	68		111	<u>72</u>	69	69	
112	<u>71</u>	69	68		112	<u>72</u>	69	70	
113	<u>71</u>	70	68		113	<u>73</u>	70	70	
114	<u>72</u>	70	68		114	<u>73</u>	70	70	
115	<u>72</u>	71	69		115	<u>73</u>	71	70	
116	<u>72</u>	72	69		116	<u>73</u>	72	70	
117	<u>73</u>	73	69		117	<u>74</u>	73	70	
118	<u>73</u>	74	69		118	<u>74</u>	74	70	
119	<u>73</u>	75	70		119	<u>74</u>	75	70	
120	<u>73</u>	76	70		120	<u>74</u>	76	70	
121	<u>73</u>	77	70		121	<u>75</u>	77	70	
122	<u>74</u>	77			122	<u>75</u>	77		
123	<u>74</u>	78			123	<u>75</u>	78		
124	<u>74</u>	78			124	<u>75</u>	78		
125	<u>74</u>	79			125	<u>76</u>	79		
126	<u>74</u>	80			126	<u>76</u>	80		
127	<u>75</u>	81			127	<u>76</u>	81		
128	<u>75</u>	82			128	<u>76</u>	82		
129	<u>75</u>	83			129	<u>77</u>	83		
130	<u>75</u>	83			130	<u>77</u>	83		
131	<u>75</u>	84			131	<u>77</u>	84		
132	<u>76</u>	84			132	<u>77</u>	84		
133	<u>76</u>	85			133	<u>77</u>	85		
134	<u>76</u>	85			134	<u>77</u>	86		
135	<u>76</u>	86			135	<u>77</u>	87		
136	<u>76</u>	86			136	<u>77</u>	87		
137	<u>77</u>	87			137	<u>78</u>	88		
138	<u>77</u>	87			138	<u>78</u>	88		
139	<u>77</u>	88			139	<u>78</u>	89		
140	<u>77</u>	88			140	<u>78</u>	89		
141	<u>77</u>	89			141	<u>78</u>	90		
142	<u>77</u>	89			142	<u>78</u>	90		
143	78	90			143	78	91		
144	78	90			144	78	91		
145	78	91			145	79	92		
146	78	92			146	79	92		
147	78	93			147	79	93		
148	78	94			148	79	94		
149	79	95			149	79	95		
150	79	96			150	79	96		
151	79	97			151	79	97		
152	79	97			152	79	97		
153	79	98			153	80	98		
154	79	98			154	80	98		

155	79	99		
156	79	100		
157	80	101		
158	80	102		
159	80	103		
160	80	104		
161	80	104		
162	80	105		
163	80	106		
164	80	107		
165	81	107		
166	81	108		
167	81	109		
168	81	110		
169	81	110		

備考 この表は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員の等級が第5条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定される場合について適用する。

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1
20	12	1
21	13	1
22	14	1
23	15	1

155	80	99		
156	80	100		
157	80	101		
158	80	102		
159	80	103		
160	80	104		
161	81	105		
162	81	105		
163	81	106		
164	81	107		
165	81	108		
166	81	109		
167	81	110		
168	81	111		
169	82	112		

備考 この表は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員の等級が第5条第1項の規定により決定される場合及び特定2級教育職員の等級が同条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により4級に決定される場合について適用する。

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1
20	12	1
21	13	1
22	14	1
23	15	1

24	16	1		24	16	1
25	17	1		25	17	1
26	18	1		26	18	1
27	19	1		27	19	1
28	20	1		28	20	1
29	21	1		29	21	1
30	22	1		30	22	1
31	23	1		31	23	1
32	24	1		32	24	1
33	25	1		33	25	1
34	26	1		34	26	1
35	27	1		35	27	1
36	28	1		36	28	1
37	29	1		37	29	1
38	30	1		38	30	1
39	31	1		39	31	1
40	32	1		40	32	1
41	33	1		41	33	1
42	34	1		42	34	1
43	35	1		43	35	1
44	36	1		44	36	1
45	37	1		45	37	1
46	38	1		46	38	1
47	39	1		47	39	1
48	40	1		48	40	1
49	41	1		49	41	1
50	41	2		50	41	2
51	42	3		51	42	3
52	42	4		52	42	4
53	43	5		53	43	5
54	43	6		54	43	6
55	44	7		55	44	7
56	44	8		56	44	8
57	45	9		57	45	9
58	45	10		58	46	10
59	46	11		59	47	11
60	46	12		60	48	12
61	47	13		61	49	13
62	47	14		62	49	14
63	48	15		63	50	15
64	48	16		64	50	16
65	49	17		65	51	17
66	49	18		66	51	18
67	50	19		67	52	19
68	50	20		68	52	20
69	51	21		69	53	21
70	51	22		70	53	22
71	52	23		71	54	23
72	52	24		72	54	24
73	53	25		73	55	25
74	53	26		74	55	26
75	54	27		75	56	27
76	54	28		76	56	28
77	55	29		77	57	29
78	55	30		78	57	30

79	<u>56</u>	31	79	<u>58</u>	31
80	<u>56</u>	32	80	<u>58</u>	32
81	<u>57</u>	33	81	<u>59</u>	33
82	<u>57</u>	34	82	<u>59</u>	34
83	<u>58</u>	36	83	<u>60</u>	36
84	<u>58</u>	37	84	<u>60</u>	37
85	<u>59</u>	38	85	<u>61</u>	38
86	<u>59</u>	39	86	<u>61</u>	39
87	<u>60</u>	40	87	<u>61</u>	40
88	<u>60</u>	41	88	<u>62</u>	41
89	<u>61</u>	42	89	<u>62</u>	42
90	<u>61</u>	43	90	<u>62</u>	43
91	<u>62</u>	44	91	<u>63</u>	44
92	<u>62</u>	45	92	<u>63</u>	45
93	<u>63</u>	46	93	<u>63</u>	46
94	<u>63</u>	47	94	<u>64</u>	47
95	<u>64</u>	48	95	<u>64</u>	48
96	<u>64</u>	49	96	<u>64</u>	49
97	<u>65</u>	49	97	<u>65</u>	49
98	<u>65</u>	50	98	<u>65</u>	50
99	<u>65</u>	51	99	<u>65</u>	51
100	<u>65</u>	52	100	<u>65</u>	52
101	<u>65</u>	53	101	<u>65</u>	53
102	<u>65</u>	54	102	<u>66</u>	54
103	<u>65</u>	55	103	<u>66</u>	55
104	<u>66</u>	56	104	<u>66</u>	56
105	<u>66</u>	57	105	<u>66</u>	57
106	<u>66</u>	58	106	<u>66</u>	58
107	<u>66</u>	59	107	<u>67</u>	59
108	<u>66</u>	60	108	<u>67</u>	60
109	<u>66</u>	61	109	<u>67</u>	61
110	<u>66</u>	61	110	<u>67</u>	61
111	<u>67</u>	62	111	<u>67</u>	62
112	<u>67</u>	62	112	<u>68</u>	62
113	<u>67</u>	63	113	<u>68</u>	63
114		63	114		63
115		64	115		64
116		64	116		64
117		65	117		65
118		66	118		66
119		<u>68</u>	119		<u>67</u>
120		68	120		68
121		69	121		69
122		69	122		69
123		70	123		70
124		70	124		70
125		71	125		71
126		71	126		71
127		72	127		72
128		72	128		72
129		73	129		73
130		73	130		73
131		74	131		74
132		75	132		75
133		76	133		76

134		76		134		76	
135		77		135		77	
136		77		136		77	
137		78		137		78	
138		<u>78</u>		138		<u>79</u>	
139		79		139		79	
140		<u>79</u>		140		<u>80</u>	
141		<u>79</u>		141		<u>80</u>	
142		80		142		80	
143		80		143		<u>81</u>	
144		81		144		81	
145		81		145		81	
146		<u>81</u>		146		<u>82</u>	
147		82		147		82	
148		<u>82</u>		148		<u>83</u>	
149		<u>82</u>		149		<u>84</u>	
150		<u>82</u>		150		<u>84</u>	
151		83		151		<u>85</u>	
152		83		152		85	
153		<u>83</u>		153		<u>86</u>	
154		83		154		<u>87</u>	
155		<u>84</u>		155		<u>88</u>	
156		<u>84</u>		156		<u>88</u>	
157		84		157		89	
158		85		158		<u>90</u>	
159		<u>85</u>		159		<u>91</u>	
160		<u>86</u>		160		<u>91</u>	
161		<u>86</u>		161		<u>91</u>	
162		<u>87</u>		162		<u>92</u>	
163		<u>87</u>		163		<u>93</u>	
164		<u>88</u>		164		<u>94</u>	
165		<u>88</u>		165		<u>95</u>	
166		<u>88</u>		166		<u>96</u>	
167		<u>89</u>		167		<u>97</u>	
168		89		168		<u>97</u>	
169		89		169		<u>98</u>	
170		<u>90</u>		170		<u>99</u>	
171		<u>90</u>		171		<u>100</u>	
172		<u>91</u>		172		<u>101</u>	
173		<u>91</u>		173		<u>101</u>	

備考 この表は、教育職給料表(二)の適用を受ける職員の等級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

備考 この表は、教育職給料表(二)の適用を受ける職員の等級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第36号	所 管	福祉医療課
件 名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 本市では、ファミリー世帯の定住・転入促進を最重要課題として位置付ける中、子育て施策や教育施策等を中心に総合的な取組を進めているところであり、今回、新たな子育て施策の一環として、現在実施している乳幼児等医療費助成事業について、受診機会の最も多い幼児の受給資格範囲の拡大等を行うため、規定を整備するもの。				
2	主な改正内容 (1) 乳幼児等医療費助成事業に係る受給資格範囲の拡大 乳幼児等医療費助成事業の受給資格について、本市内に住所を有する全ての幼児を対象とするため、現行制度において設定している所得制限（保護者及び扶養義務者の市民税所得割額を合算した額が23万5千円未満）のうち、幼児に係る部分を撤廃する。 (2) 乳幼児等医療費助成事業に係る助成額の設定 乳幼児等医療費助成事業における幼児に係る所得制限の撤廃に伴い、新たに助成対象となる幼児について、被保険者等負担額から、次に定める額を控除した額を助成する。 ア 通院の場合 1 医療機関等ごとに1日800円（1医療機関等あたり月2回を限度とする） イ 入院の場合 1 割負担（月額上限を3,200円とする）				
3	施行期日 平成31年7月1日				

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後	現 行
<p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、<u>本市内に住所を有する者</u>で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(2) 乳児<u>又は幼児</u></p> <p>(3) 児童又は生徒（以下「<u>児童等</u>」という。）であって、その保護者その他当該<u>児童等</u>を扶養している者について療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額の算定方法を参酌して規則で定める額（以下「<u>所得割の額</u>」という。）を合算した額が235,000円未満であるもの</p> <p>2 市長は、前項第1号に該当しない高齢期移行者、同項第3号に該当しない<u>児童等</u>、同項第4号に該当しない身体障害者等又は同項第5号に該当しない母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、この条例による医療費の助成を受けることができる者とすることができる。</p> <p>(助成額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 高齢期移行者 被保険者等負担額から、<u>次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額</u></p> <p>(2) 乳児 被保険者等負担額</p> <p>(3) <u>幼児</u> 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p>	<p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、<u>本市に居住する者</u>で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(2) 乳児</p> <p>(3) <u>幼児</u>、児童又は生徒（以下「<u>幼児等</u>」という。）であって、その保護者その他当該<u>幼児等</u>を扶養している者について療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額の算定方法を参酌して規則で定める額（以下「<u>所得割の額</u>」という。）を合算した額が235,000円未満であるもの</p> <p>2 市長は、前項第1号に該当しない高齢期移行者、同項第3号に該当しない<u>幼児等</u>、同項第4号に該当しない身体障害者等又は同項第5号に該当しない母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、この条例による医療費の助成を受けることができる者とすることができる。</p> <p>(助成額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 高齢期移行者 被保険者等負担額から<u>次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額</u></p> <p>(2) 乳児<u>及び幼児</u> 被保険者等負担額</p>

<p><u>ア 入院以外の療養である場合 次に掲げる幼児の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</u></p> <p><u>(ア) 幼児であつて、その保護者その他当該幼児を扶養している者について療養の給付等が行われた月の属する年度分の所得割の額を合算した額が235,000円未満であるもの（以下「全部助成対象幼児」という。）</u> <u>被保険者等負担額</u></p> <p><u>(イ) (ア)に掲げる幼児以外の幼児（以下「一部助成対象幼児」という。）</u> <u>被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度として、保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除した額</u></p> <p><u>イ 入院療養である場合 次に掲げる幼児の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</u></p> <p><u>(ア) 全部助成対象幼児 被保険者等負担額</u></p> <p><u>(イ) 一部助成対象幼児 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について3,200円を限度として、当該入院療養につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の10に相当する額（保険医療機関等において引き続き4月以上入院した場合におけるその4月以後の月分については、0円）を控除した額</u></p> <p><u>(4) 児童 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</u></p> <p><u>ア 略</u></p> <p><u>(ア) 9歳に達する日の属する年度の末日までの間にある児童 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度とし</u></p>	<p><u>(3) 児童 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</u></p> <p><u>ア 略</u></p> <p><u>(ア) 9歳に達する日の属する年度の末日までの間にある児童 被保険者等負担額から同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度とし</u></p>
---	--

<p>て、保険医療機関等ごとに1日につき800円（その保護者その他当該児童を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、600円）を控除した額</p> <p>(5) 生徒 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>(6) 身体障害者等 被保険者等負担額から、次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額（18歳に達する日の属する月の末日までの間にある者にあつては、入院療養である場合においては被保険者等負担額</p> <p>イ 入院療養である場合 同一の月に同一の保険医療機関等について2,400円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、1,600円）を限度として、当該入院療養につき医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の10に相当する額（保険医療機関等において引き続き4月以上入院した場合におけるその4月以後の月分については、0円）。</p> <p>(7) 略</p> <p>3 <u>第1項第3号ア(イ)若しくはイ(イ)、第4号ア(ア)又は第6号(同項第7号)の規定によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。）に掲げる被保険者等負担額から控除する額が被保険者等負担額を超えるときは、当該控除する額は被保険者等負担額とする。</u></p> <p>4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を同一の保険医療機関等が行う場合における<u>第1項第3号ア(イ)及びイ(イ)、第4号ア(ア)並びに第6</u></p>	<p>て、保険医療機関等ごとに1日につき800円（その保護者その他当該児童を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、600円）を控除した額</p> <p>(4) 生徒 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>(5) 身体障害者等 被保険者等負担額から次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額（18歳に達する日の属する月の末日までの間にある者にあつては、入院療養である場合においては被保険者等負担額）</p> <p>イ 入院療養である場合 同一の月に同一の保険医療機関等について2,400円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、1,600円）を限度として、当該入院療養につき医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の10に相当する額。ただし、保険医療機関等において連続して4月以上入院した場合においては、4月以後の月分については、当該100分の10に相当する額を控除しないものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>3 <u>第1項第3号ア(ア)又は第5号(同項第6号)の規定によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。）に掲げる被保険者等負担額から控除する額が被保険者等負担額を超えるときは、当該控除する額は被保険者等負担額とする。</u></p> <p>4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を同一の保険医療機関等が行う場合における<u>第1項第3号ア(ア)及び第5号の規定の適用について</u></p>
---	--

<p>号の規定の適用については、これらの診療をそれぞれ別の保険医療機関等が行ったものとみなす。</p> <p>6 市長は、受給資格を有する高齢期移行者、<u>幼児（一部助成対象幼児に限る。）</u>、児童、生徒、身体障害者等又は母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、被保険者等負担額を助成することができる。</p>	<p>は、これらの診療をそれぞれ別の保険医療機関等が行ったものとみなす。</p> <p>6 市長は、受給資格を有する高齢期移行者、児童、生徒、身体障害者等又は母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、被保険者等負担額を助成することができる。</p>
---	--

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第37号	所 管	障害福祉課
件 名	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地方分権改革に関する対応方針が閣議決定され、平成31年4月から、指定通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）のサービスを提供する事業者の指定等の事務・権限が都道府県から中核市へ移譲されるとともに、その指定基準について、中核市が条例で定めることとされた。</p> <p>そのため、それらの指定基準について、国及び兵庫県の基準を基本として、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会等の意見を踏まえ、新たに規定するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>条例の名称を「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例」に改めるとともに、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準について、次の事項を本市独自基準として定め、それら以外は、国の示す基準のとおりとする。</p> <p>(1) サービス提供に係る諸記録の保存期間の始期について、当該サービスを完結した日とする。</p> <p>(2) 人格尊重に係る規定を義務規定とするとともに、障害児のほか障害児の保護者についても対象とする。</p> <p>(3) 暴力団排除の規定について、事業者及び事業所の管理者は暴力団員等であってはならないものとし、併せて、事業所の運営について暴力団等の支配を受けてはならないものとする。</p> <p>(4) 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援に係る運営内容の評価結果について、公表するよう努めなければならないこととする。</p> <p>(5) 従業者の研修について、その機会の確保に加え、研修実施計画の策定や研修記録の整備等、計画的な人材育成に努めなければならないものとする。</p> <p>(6) 事故発生及び防止に関する規定について、事故発生時の対応に加え、事故発生やその再発を防止するための指針の整備等の措置を義務付ける。</p> <p>3 施行期日</p> <p>規則で定める日</p>					

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例

改正後	現 行
<p>(題名) <u>尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例</u> (この条例の趣旨) 第1条 この条例は、別に定めるもののほか、<u>児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。以下同じ。）の設備及び運営の基準その他児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(定義)</u> 第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。 <u>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準)</u> 第3条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項から第7項までに規定するもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下</p>	<p>(題名) <u>尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例</u> (この条例の趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準を、法第34条の16第1項の規定に基づき家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準を、法第45条第1項の規定に基づき児童福祉施設（助産施設（法第36条に規定する助産施設をいう。以下同じ。）、母子生活支援施設（法第38条に規定する母子生活支援施設をいう。以下同じ。）及び保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。</p>

この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該指定児童発達支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 指定障害児事業者等及び基準該当通所支援の事業を行う者（以下「指定通所支援事業者等」という。）は、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

3 指定障害児事業者等及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当通所支援の事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

4 指定通所支援の事業を行う事業所及び基準該当通所支援の事業を行う事業所（以下「指定通所支援事業所等」という。）は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。

5 指定通所支援事業者等（省令第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業者、省令第71条の8第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び省令第73条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業者に限る。）は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価の結果を公表する

よう努めなければならない。

6 指定通所支援事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定通所支援事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。

7 指定通所支援事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定通所支援事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定通所支援事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定通所支援事業所等の従業者に対して研修を行うこと。

（法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者等）

第4条 法第21条の5の15第3項第1号

（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準による者で、暴

<p>(3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制をその放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の職員並びにその放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下この条において「利用者」という。）及びその家族に周知すること。</p>	<p>(3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制をその放課後児童健全育成事業所の職員並びにその放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下この条において「利用者」という。）及びその家族に周知すること。</p>
<p><u>4</u> 略</p>	<p><u>7</u> 略</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>8</u> 放課後児童健全育成事業者は、省令第8条</p>
	<p><u>第2項に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその放課後児童健全育成事業所の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>9</u> 放課後児童健全育成事業者は、事故が発生</p>
	<p><u>した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>
	<p><u>(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。</u></p>
	<p><u>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその放課後児童健全育成事業所の長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該放課後児童健全育成事業所の職員に周知される体制を整備すること。</u></p>
	<p><u>(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその放課後児童健全育成事業所の職員に対して研修を行うこと。</u></p>
<p><u>5</u> 略</p>	<p><u>10</u> 略</p>
<p><u>6～8</u> 略</p>	<p><u>11～13</u> 略</p>
<p><u>9</u> 第3条第3項及び第5項から第7項までの</p>	

規定は放課後児童健全育成事業者について、同条第4項の規定は放課後児童健全育成事業所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準)

第6条

2 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「特定家庭的保育事業等」という。）を行う者は、その連携施設（省令第6条第1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。）から、当該連携施設に入所し、又は在籍している乳児又は幼児で当該特定家庭的保育事業等を利用していたものに関する保育状況等の照会があったときは、当該照会に応じなければならない。

3 省令第23条第1項の規定により家庭的保育事業所（省令第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所をいう。以下同じ。）に置くこととされている家庭的保育者のうち少なくとも1人は、保育士でなければならない。

6 第3条第3項、第6項及び第7項並びに前条第3項から第6項までの規定は家庭的保育事業等を行う者について、第3条第4項の規定は家庭的保育事業等を行う事業所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準)

第7条

3 第3条第3項並びに第5条第3項、第5項及び第6項の規定は児童福祉施設の設置者について、第3条第4項の規定は児童福祉施設

(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準)

第3条

2 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。）、小規模保育事業（同条第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）又は事業所内保育事業（同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）（以下「特定家庭的保育事業等」という。）を行う者は、その連携施設（省令第6条に規定する連携施設をいう。以下同じ。）から、当該連携施設に入所し、又は在籍している乳児又は幼児で当該特定家庭的保育事業等を利用していたものに関する保育状況等の照会があったときは、当該照会に応じなければならない。

3 省令第23条第1項の規定により家庭的保育事業所（省令第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所をいう。以下同じ。）に置くこととされている家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）のうち少なくとも1人は、保育士でなければならない。

6 前条第2項及び第6項から第11項までの規定は家庭的保育事業等を行う者について、同条第3項の規定は家庭的保育事業等を行う事業所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準)

第4条

3 第2条第2項、第6項、第10項及び第11項の規定は児童福祉施設の設置者について、同条第3項の規定は児童福祉施設につい

について、第3条第5項及び第5条第2項の規定は母子生活支援施設の設置者について、第3条第6項及び第7項並びに第5条第4項の規定は保育所等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

- 2 ニ崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年尼崎市条例第27号。以下「平成26年改正条例」という。)の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている放課後児童健全育成事業所又は現に新築の工事中の建物で放課後児童健全育成事業の用に供されるものについては、当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、省令第9条第2項及び第10条第4項に規定する基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている保育所(満2歳に満たない者を入所させないものに限る。以下この項において同じ。)又は現に新築の工事中の建物で保育所の用に供されるものについては、当分の間、第7条第1項の規定にかかわらず、医務室を設けないことができる。

て、同条第4項及び第5項の規定は母子生活支援施設の設置者について、同条第7項から第9項までの規定は保育所等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

- 2 ニ崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年尼崎市条例第27号。以下「平成26年改正条例」という。)の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている放課後児童健全育成事業所又は現に新築の工事中の建物で放課後児童健全育成事業の用に供されるものについては、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、省令第9条第2項及び第10条第4項に規定する基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている保育所(満2歳に満たない者を入所させないものに限る。以下この項において同じ。)又は現に新築の工事中の建物で保育所の用に供されるものについては、当分の間、第4条第1項の規定にかかわらず、医務室を設けないことができる。

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第38号	所 管	保育施策推進担当
件 名	尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の制定により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限が都道府県から中核市へ移譲されるとともに、その基準について、中核市が条例で定めることとされた。</p> <p>そのため、それらの認定に係る基準について、国の示す基準に従って新たに規定するものであるが、その内容については、現在権限を有する兵庫県の基準を継承することを基本とし、加えて、既に本市で規定している幼保連携型認定こども園の認可基準に係る独自基準を適用させるもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>条例の名称を「尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例」に改めるとともに、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る基準について、次のとおり追加する。</p> <p>(1) 現在権限を有する兵庫県の基準を採用するもの</p> <p>学級編制、保育室及び遊戯室の面積要件に係る国基準を上回る基準、子どもの移動時の安全の確保、苦情に対する措置及び屋外遊戯場の面積基準に係る既存施設特例措置（幼稚園基準又は保育所基準のいずれかを満たしている場合に認定を可とするもの）について、現在の兵庫県条例での規定内容と同内容の規定を追加する。</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園の認可基準と同じ基準を適用させるもの</p> <p>幼保連携型認定こども園の認可基準として本市独自の基準を設けている項目について、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る基準としても適用する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p>					

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例

改正後	現 行
<p>(題名) 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく<u>認定こども園の認定の要件等を定める条例</u></p> <p>(この条例の趣旨) 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）<u>第3条第1項及び第3項の規定に基づき認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を、法第13条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定めるものとする。</u></p> <p><u>(定義)</u> 第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。 <u>(認定こども園の認定の要件)</u></p> <p>第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、次項から第15項までに規定するもののほか、<u>法第3条第2項各号及び第4項各号に定める基準並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める基準（告示第4の5ただし書に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）に適合していることとする。</u></p>	<p>(題名) 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく<u>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例</u></p> <p>(この条例の趣旨) 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）<u>第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定めるものとする。</u></p> <p><u>(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準)</u> 第2条 法第13条第1項の条例で定める基準は、次項から第12項までに規定するもののほか、<u>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。</u></p>

この場合において、告示第2の2中「35人」とあるのは、「35人（満3歳以上満4歳未満の子どもで編制される学級で学級担任が1人であるものについては、25人）」とする。

- 2 認定子ども園の設置者及び長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 3 認定子ども園は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 4 認定子ども園の設置者は、自らその提供する教育及び保育等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 5 認定子ども園の設置者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 6 認定子ども園の設置者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制を当該認定子ども園の職員並びに当該認定子ども園に在籍している子ども（以下「園児」という。）及びその家族に周知すること。
- 7 認定子ども園の設置者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するものを修了した者（当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。）を当該認定子ども

- 2 幼保連携型認定子ども園の設置者及び園長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 3 幼保連携型認定子ども園は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 4 幼保連携型認定子ども園の設置者は、自らその提供する教育及び保育等（法第23条に規定する教育及び保育等をいう。）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 5 幼保連携型認定子ども園の設置者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 6 幼保連携型認定子ども園の設置者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制を当該幼保連携型認定子ども園の職員並びに当該幼保連携型認定子ども園に在籍している子ども（以下「園児」という。）及びその家族に周知すること。
- 7 幼保連携型認定子ども園の設置者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するものを修了した者（当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。）を当該

<p>園に常時配置するよう努めなければならない。</p> <p>8 <u>認定こども園の設置者は、告示第6の4</u>に規定する研修（以下この項において「研修」という。）<u>で実施したものの記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該認定こども園の職員</u>の計画的な育成に努めなければならない。</p> <p>9 <u>認定こども園の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が<u>当該認定こども園の長</u>に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が<u>当該認定こども園の職員</u>に周知される体制を整備すること。</p> <p>(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び<u>当該認定こども園の職員</u>に対して研修を行うこと。</p> <p>10 <u>認定こども園の設置者は、園児に対する処遇により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(3) 当該事故が<u>当該認定こども園の設置者の責めに帰すべき事由</u>によるものであり、かつ、当該園児に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。</p> <p>11 <u>認定こども園の設置者は、告示第4の7</u>本文に定めるところによりその園児に食事を</p>	<p>幼保連携型認定こども園に常時配置するよう努めなければならない。</p> <p>8 <u>幼保連携型認定こども園の設置者は、省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7条の2第2項に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画を当該幼保連携型認定こども園の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員</u>の計画的な育成に努めなければならない。</p> <p>9 <u>幼保連携型認定こども園の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が<u>当該幼保連携型認定こども園の園長</u>に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が<u>当該幼保連携型認定こども園の職員</u>に周知される体制を整備すること。</p> <p>(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び<u>当該幼保連携型認定こども園の職員</u>に対して研修を行うこと。</p> <p>10 <u>幼保連携型認定こども園の設置者は、園児に対する処遇により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(3) 当該事故が<u>当該幼保連携型認定こども園の設置者の責めに帰すべき事由</u>によるものであり、かつ、当該園児に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。</p> <p>11 <u>省令第5条第4項の規定により幼保連携型認定こども園に置くこととされている調理</u></p>
--	---

提供するときは、当該認定こども園に調理員を置かなければならない。この場合において、当該調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許（以下「栄養士免許」という。）を有する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項に規定する調理師の免許（以下「調理師免許」という。）を有する者でなければならない。

1 2 認定こども園の設置者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、園児等が安心して当該認定こども園を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

1 3 告示第4の3の規定により幼稚園型認定こども園（法第3条第1項の認定を受けた幼稚園又は同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。以下同じ。）に設けられる保育室及び遊戯室（満3歳以上の子どもに対する教育又は保育を行うために設けられるものに限る。）の面積は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

(1) 保育室の面積は、1学級につき53平方メートル以上であること。

(2) 遊戯室（保育室及び遊戯室を兼用する場合を含む。）の面積は、100平方メートル以上であること。

1 4 認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。以下この項において同じ。）の設置者は、告示第4の6に定めるところにより屋外遊戯場を当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えるときは、その園児が当該場所に移動する際の安全を確保しなければならない。

1 5 認定こども園（保育所型認定こども園（法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。）を除く。）の設置者は、その園児の保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当

員のうち少なくとも1人は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項に規定する調理師の免許を有する者でなければならない。

1 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、園児等が安心して当該幼保連携型認定こども園を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準)

第4条 法第13条第1項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7条の2第2項に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画を当該幼保連携型認定こども園の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。

3 省令第5条第4項の規定により幼保連携型認定こども園に置くこととされている調理員のうち少なくとも1人は、栄養士免許を有する者又は調理師免許を有する者でなければならない。

4 前条第2項、第4項から第7項まで、第9項、第10項及び第12項の規定は幼保連携型認定こども園の設置者について、同条第3項の規定は幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

(認定こども園の認定の要件の特例)

2 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づ

付 則

く幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（平成31年尼崎市条例第号。以下「平成31年改正条例」という。）の施行の日（以下「平成31年改正条例施行日」という。）の前日において幼稚園又は保育所等（以下この項において「幼稚園等」という。）を設置していた者が、平成31年改正条例施行日以後に、当該幼稚園等と同一の所在場所において当該幼稚園等の設備を用いて運営する幼稚園等について法第3条第1項又は第3項の認定を受ける場合におけるその認定に係る認定こども園の屋外遊戯場の面積は、告示第4の5本文の規定にかかわらず、告示第4の5 1又は2に掲げる基準のいずれかに適合していなければならない。

3 平成31年改正条例の施行の際現に存する認定こども園（第3条第12項に規定する基準に適合しているものを除く。）については、平成36年3月31日までの間、同項の規定は、適用しない。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準の特例）

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）付則第6項に規定する保育所（以下「幼稚園等」という。）を設置していた者が、施行日以後に当該幼稚園等を廃止し、かつ、当該幼稚園等と同一の所在場所において当該幼稚園等の設備を用いて設置する幼保連携型認定こども園については、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第4条第3項の規定は、適用しない。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）付則第6項に規定する保育所（以下「幼稚園等」という。）を設置していた者が、施行日以後に当該幼稚園等を廃止し、かつ、当該幼稚園等と同一の所在場所において当該幼稚園等の設備を用いて設置する幼保連携型認定こども園については、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第2条第11項の規定は、適用しない。

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第39号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険事業基金条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>本市の国民健康保険事業費会計において生じる剰余金について、確実かつ有利な方法により運用するとともに、国民健康保険事業の財政の健全な運営を図るため、地方自治法第241条の規定に基づく尼崎市国民健康保険事業基金を設置するための条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 基金の額（第2条）</p> <p>基金に積み立てる額について、毎年度国民健康保険事業費会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(2) 管理（第3条）</p> <p>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することを義務付けるとともに、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとする。</p> <p>(3) 処分（第6条）</p> <p>基金は、次のアからエに掲げる場合に限り、処分することができることとする。</p> <p>ア 国民健康保険事業に要する経費の財源が不足する場合において、その不足を補うための財源に充てるとき。</p> <p>イ 市が行う国民健康保険の保険料率が著しく増加することが見込まれる場合において、その増加を緩和するための財源に充てるとき。</p> <p>ウ 被保険者の健康の保持増進を図るため、保健事業に要する経費の財源に充てるとき。</p> <p>エ 上記のほか、国民健康保険事業の財政の健全な運営を図るために必要があると市長が認める経費の財源に充てるとき。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p>				

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第40号	所 管	農政課
件 名	尼崎市武庫川六樋かんがい施設使用料条例を廃止する条例について				
内 容					
<p>1 廃止理由</p> <p>武庫川六樋かんがい施設の使用料を廃止するとともに、農地面積及び農家戸数の減少等、本市の農業を取り巻く環境の推移を勘案する中で、尼崎市武庫川六樋水利運営協議会については、その役割を果たしたものと判断し、同協議会を廃止するため、本条例を廃止するもの。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市武庫川六樋かんがい施設使用料条例

現 行

(設置の目的)

第1条 尼崎市武庫川六樋かんがい施設（以下「施設」という。）は、その配水区域にある農耕地のかんがいを目的としてこれを設置する。

2 前項の配水区域は、市長が別に指定する。

(使用料の徴収)

第2条 前条の区域内で、田又は畑の耕作権を有する者若しくはこれに準ずる者に対しては、次に掲げるものを除く外、この条例の定めるところにより、使用料を徴収する。

(1) この施設の余水区域に田又は畑を有する者

(2) 他の用水施設に依存している者

第3条 使用料は、毎年4月4日から翌年4月31日までを1期として、これを徴収する。

(使用料の額)

第4条 使用料の額は、次の通りとする。但し、徴収額は、毎年度予算をもつて、これを定める。
田又は畑 10アールにつき 期額100円以内

2 前項の場合において、反位未満の端数があるときは、反当りの期額に、その端数を乗じて得た金額をもつて、使用料の額とする。

3 使用料算定の基礎となるべき田又は畑の面積は、市長がこれを定める。

(賦課期日)

第5条 使用料は、毎年6月1日現在で、第2条の該当者に対し、これを賦課し、納額告知書により通知する。

2 前項の賦課期日後において、該当事実に異動が生じても、これを変更しない。

(納期)

第6条 使用料の納期は、毎年7月1日から8月末日までとする。但し、市長が必要と認めるときは、これを変更することがある。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用の制限又は停止)

第8条 次の各号の一に該当するときは、市長は、施設の使用を制限し、又は停止することができる。

(1) この条例及びこれに基く規則に違反したとき。

(2) かんがい以外の目的に使用し、且つ、かんがいに支障があると認めるとき。

(3) 公益上の必要があるとき。

(4) 前各号の外、市長において必要があると認めるとき。

(武庫川六樋水利運営協議会の設置)

第9条 施設の使用に関し市長の諮問に応じ、又は意見を具申するため、尼崎市武庫川六樋水利運営協議会を置く。

2 前項の協議会の組織、運営その他重要な事項については、市長がこれを定める。

(施行規則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が、別に、これを定める。

<平成31年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第41号	所 管	地方卸売市場
件 名	尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 平成31年10月から予定されている消費税率の改定へ対応し、地方卸売市場にて取引される使用料のうち、課税対象となるものについて所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 課税対象となる使用料の上限について、次のとおり改める。				
	種別	改正後	現行		
	卸売場使用料	231円/月	227円/月		
	低温卸売場使用料	970円/月	953円/月		
	仲卸売場使用料	1,496円/月	1,469円/月		
	指定事業者営業所使用料	671円/月	659円/月		
	関連事業者営業所使用料	1,958円/月	1,922円/月		
	事務所使用料	1,210円/月	1,188円/月		
	倉庫使用料	1,419円/月	1,393円/月		
	発酵庫使用料	748円/月	734円/月		
	加工場使用料	1,375円/月	1,350円/月		
	冷蔵庫1号使用料	751,300円/月	737,640円/月		
	冷蔵庫2号使用料	924,000円/月	907,200円/月		
	保冷库使用料	2,134円/月	2,095円/月		
	買荷保管所使用料	385円/月	378円/月		
	特設駐車場使用料	7,150円/月	7,020円/月		
	土地使用料	297円/月	292円/月		
	※1平方メートル(冷蔵庫については1棟、駐車場については1台)あたりの使用料				
3	施行期日 平成31年10月1日				

尼崎市公設地方卸売市場業務条例

改正後		現 行	
別表		別表	
種別	金額	種別	金額
卸売場使用料	1月1平方メートルにつき <u>231円</u>	卸売場使用料	1月1平方メートルにつき <u>227円</u>
低温卸売場使用料	1月1平方メートルにつき <u>970円</u>	低温卸売場使用料	1月1平方メートルにつき <u>953円</u>
仲卸売場使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,496円</u>	仲卸売場使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,469円</u>
指定事業者営業所使用料	1月1平方メートルにつき <u>671円</u>	指定事業者営業所使用料	1月1平方メートルにつき <u>659円</u>
関連事業者営業所使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,958円</u>	関連事業者営業所使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,922円</u>
事務所使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,210円</u>	事務所使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,188円</u>
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,419円</u>	倉庫使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,393円</u>
発酵庫使用料	1月1平方メートルにつき <u>748円</u>	発酵庫使用料	1月1平方メートルにつき <u>734円</u>
加工場使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,375円</u>	加工場使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,350円</u>
冷蔵庫1号使用料	1月につき <u>751,300円</u>	冷蔵庫1号使用料	1月につき <u>737,640円</u>
冷蔵庫2号使用料	1月につき <u>924,000円</u>	冷蔵庫2号使用料	1月につき <u>907,200円</u>
保冷库使用料	1月1平方メートルにつき <u>2,134円</u>	保冷库使用料	1月1平方メートルにつき <u>2,095円</u>
買荷保管所使用料	1月1平方メートルにつき <u>385円</u>	買荷保管所使用料	1月1平方メートルにつき <u>378円</u>
特設駐車場使用料	1月1台につき <u>7,150円</u>	特設駐車場使用料	1月1台につき <u>7,020円</u>
土地使用料	1月1平方メートルにつき <u>297円</u>	土地使用料	1月1平方メートルにつき <u>292円</u>

<平成31年2月定例会>

種別	条例	番号	議案第42号	所管	業務課											
件名	尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について															
内 容																
<p>1 改正理由</p> <p>行政サービスを利用する特定の受益者に応分の負担を求める受益者負担の観点から考慮して設定すべき使用料及び手数料については、3年毎に原価率の実態調査を行い、必要な単価の改定を実施しており、今年度の実態調査にあたっては、平成31年10月から予定されている消費税率の改定についても考慮して原価率を算出した。</p> <p>その結果、原価率が110%を超える項目については、原則として、改定を行うべきと判断し、本条例に規定する項目のうち、該当する一般廃棄物処理手数料について改定を行うもの。</p> <p>なお、改定にあたっては、激変緩和の観点等を踏まえ、改定率が20%を超えない範囲での実施とする。</p> <p>2 改正内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> <tr> <th>改定後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時に収集するし尿</td> <td>5,700円/回</td> <td>4,800円/回</td> </tr> <tr> <td>事業活動に伴って、1月平均600ℓ以上排出されるし尿</td> <td>16,800円/月(1,000ℓを超える場合は、840円/30ℓを加えて得た額)</td> <td>14,000円/月(1,000ℓを超える場合は、700円/30ℓを加えて得た額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日</p> <p>平成31年10月1日</p>						種別	手数料		改定後	現行	臨時に収集するし尿	5,700円/回	4,800円/回	事業活動に伴って、1月平均600ℓ以上排出されるし尿	16,800円/月(1,000ℓを超える場合は、840円/30ℓを加えて得た額)	14,000円/月(1,000ℓを超える場合は、700円/30ℓを加えて得た額)
種別	手数料															
	改定後	現行														
臨時に収集するし尿	5,700円/回	4,800円/回														
事業活動に伴って、1月平均600ℓ以上排出されるし尿	16,800円/月(1,000ℓを超える場合は、840円/30ℓを加えて得た額)	14,000円/月(1,000ℓを超える場合は、700円/30ℓを加えて得た額)														

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

改正後		現 行	
別表第 1		別表第 1	
種別	手数料	種別	手数料
1 臨時に収集する一般家庭から排出されるごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）、燃え殻等	1世帯1回につき 5,400円	臨時に収集する一般家庭から排出されるごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。以下同じ。）、燃え殻等	1世帯1回につき 5,400円
2 一般家庭から排出されるごみのうち、大型ごみとして規則で定めるもの及び特定家庭用機器廃棄物	2,400円以内で品目ごとに規則で定める額	一般家庭から排出されるごみのうち大型ごみとして規則で定めるもの	2,400円以内で品目ごとに規則で定める額
3 臨時に収集するし尿	1回につき 5,700円	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物	2,400円以内で品目ごとに規則で定める額
4 事業活動に伴って1月平均600リットル以上排出されるし尿	1月につき 16,800円（1月に収集したし尿（臨時に収集したものを含む。）の量が1,000リットルを超える場合は、16,800円に、その超える量について30リットルにつき840円の割合で計算した額を加えて得た額）	臨時に収集する一般家庭から排出されるし尿	1回につき 4,800円
5 犬、猫等の死体	1頭につき 2,700円	臨時に収集する事業活動に伴って排出されるし尿	1回につき 4,800円
摘要		事業活動に伴って、1月平均600リットル以上排出されるし尿	11,000リットル（臨時に収集したし尿の量を含む。以下同じ。）以下 14,000円1,000リットルを超える場合は、当該超える量が30リットル増すごとに700円を加えて得た額
1 臨時に収集する一般家庭から排出されるごみのうち、大型ごみとして規則で定めるものが含まれる場合は、当該大型ごみに係る手数料は、無料とする。		犬、猫等の死体	1頭につき 2,700円
		摘要	臨時に収集する一般家庭から排出されるごみの中に大型ごみとして規則で定めるものが含まれる場合は、当該大型ごみに係る手数料は、無料とする。

2 1月に収集した事業活動に伴って排出されるし尿の量が1,000リットルを超える場合において、その超える量が30リットルに満たないとき又は当該量に30リットルに満たない端数があるときは、これらを切り捨てる。

<平成31年2月定例会>

種別	条例	番号	議案第43号	所管	クリーンセンター																	
件名	尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例について																					
内 容																						
<p>1 改正理由</p> <p>行政サービスを利用する特定の受益者に応分の負担を求める受益者負担の観点から、行政サービスを利用する特定の受益者に応分の負担を求め、行政サービスの利用を促進し、行政サービスの効率化を図る観点から、3年毎に原価率の実態調査を行い、必要な単価の改定を実施しており、今年度の実態調査にあたっては、平成31年10月から予定されている消費税率の改定についても考慮して原価率を算出した。</p> <p>その結果、原価率が110%を超える項目については、原則として、改定を行うべきと判断し、本条例に規定する項目のうち、該当するクリーンセンター使用料について改定を行うもの。</p> <p>なお、改定にあたっては、激変緩和の観点等を踏まえ、改定率が20%を超えない範囲での実施とする。</p> <p>2 改正内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>改定後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ、燃え殻等</td> <td>103円/10kg</td> <td>86円/10kg</td> </tr> <tr> <td>ごみ、燃え殻等 (事業活動に伴って生ずるもの)</td> <td>123円/10kg</td> <td>103円/10kg</td> </tr> <tr> <td>ふん尿</td> <td>29円/30ℓ</td> <td>26円/30ℓ</td> </tr> <tr> <td>犬、猫等の死体</td> <td>1,300円/頭</td> <td>1,100円/頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日</p> <p>平成31年10月1日</p>						種別	使用料		改定後	現行	ごみ、燃え殻等	103円/10kg	86円/10kg	ごみ、燃え殻等 (事業活動に伴って生ずるもの)	123円/10kg	103円/10kg	ふん尿	29円/30ℓ	26円/30ℓ	犬、猫等の死体	1,300円/頭	1,100円/頭
種別	使用料																					
	改定後	現行																				
ごみ、燃え殻等	103円/10kg	86円/10kg																				
ごみ、燃え殻等 (事業活動に伴って生ずるもの)	123円/10kg	103円/10kg																				
ふん尿	29円/30ℓ	26円/30ℓ																				
犬、猫等の死体	1,300円/頭	1,100円/頭																				

尼崎市立クリーンセンター条例

改正後		現 行			
(使用料) 第6条 前条の許可を受けた者は、次表に定める使用料を納付しなければならない。		(使用料) 第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、次表に定める使用料を納付しなければならない。			
種 別	使用料	種 別	単 位	使用料	備 考
<u>1</u> ごみ、燃え殻等	10キログラムにつき <u>103</u> 円 (事業活動に伴って生ずるものにあつては、 <u>123</u> 円)	ごみ、燃え殻等	10キログラムにつき	<u>86</u> 円 (事業活動に伴って生ずるものにあつては、 <u>103</u> 円)	<u>10キログラム未満のもの又は10キログラム未満の端数は、10キログラムとみなす。</u>
<u>2</u> ふん尿	30リットルにつき <u>29</u> 円	ふん尿	30リットルにつき	<u>26</u> 円	<u>30リットル未満のもの又は30リットル未満の端数は、30リットルとみなす。</u>
<u>3</u> 犬、猫等の死体	1頭につき <u>1,300</u> 円	犬、猫等の死体	1頭につき	<u>1,100</u> 円	
摘要 1 <u>搬入されたごみ、燃え殻等の量が10キログラムに満たないとき又は当該量に10キログラムに満たない端数があるときは、これらを10キログラムとする。</u> 2 <u>搬入されたふん尿の量が30リットルに満たないとき又は当該量に30リットルに満たない端数があるときは、これらを30リットルとする。</u>					

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第44号	所 管	建築指導課、住宅・住まいづくり支援課
件 名	建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）が制定され、建蔽率規制の合理化による許可制度、既存建築物の用途変更に係る全体計画認定制度及び一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和に係る許可制度の導入がなされるため、尼崎市建築物等関係事務手数料条例にそれらの許可等の申請に係る審査手数料を徴収するための規定を追加するもの。</p> <p>併せて、建築基準法の改正による引用条項のずれに伴う所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市猪名寺駅前東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(2) あまがさき緑遊新都心東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市建築物等関係事務手数料条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 建蔽率規制の合理化による許可制度の導入に伴う改正</p> <p>特定行政庁が前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合等で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した範囲内において建蔽率を緩和できる許可制度の導入に対応し、その許可申請に対する審査手数料を1件33,000円とする。</p> <p>(2) 既存建築物の用途変更に係る全体計画認定制度の導入に伴う改正</p> <p>用途変更に伴う工事を行う場合、増築等と同様に、特定行政庁が全体計画を認定することで、段階的・計画的な改修が可能になる認定制度の導入に対応し、その認定又は変更の認定申請に対する審査手数料を1件27,000円とする。</p> <p>(3) 一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和の許可制度の導入に伴う改正</p> <p>既存建築物を一時的に他の用途に転用する場合、仮設建築物の新築等と同様に、一部の規定を緩和する許可制度の導入に対応し、その許可申請に対する審査手数料として、興行場等の許可申請に対する審査手数料を1件120,000円、特別興業場等の許可申請に対する審査手数料を1件160,000円とする。</p> <p>(4) 建築基準法の改正による引用条項のずれに伴う所要の整備</p> <p>建築基準法からの引用部分のうち、「法第53条第5項」を「法第53条第6項」に、「法第87条の2」を「法第87条の4」に改める。</p> <p>4 施行期日 建築基準法の一部を改正する法律の施行の日</p>					

尼崎市猪名寺駅前東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

改正後	現 行
<p>(建築面積の敷地面積に対する割合)</p> <p>第4条 適用区域内においては、建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合は、10分の5（尼崎市建築基準法施行細則（昭和40年尼崎市規則第68号）第19条各号に掲げる敷地内にある建築物にあつては、10分の6）を超えてはならない。ただし、敷地面積が300平方メートル未満である建築物及び<u>法第5.3条第6項第2号</u>又は第3号に該当する建築物については、この限りでない。</p>	<p>(建築面積の敷地面積に対する割合)</p> <p>第4条 適用区域内においては、建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合は、10分の5（尼崎市建築基準法施行細則（昭和40年尼崎市規則第68号）第19条各号に掲げる敷地内にある建築物にあつては、10分の6）を超えてはならない。ただし、敷地面積が300平方メートル未満である建築物及び<u>法第5.3条第5項第2号</u>又は第3号に該当する建築物については、この限りでない。</p>

あまがさき緑遊新都心東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

改正後	現 行
<p>(建築面積の敷地面積に対する割合)</p> <p>第4条 適用区域内における建築物の建築面積 (同一敷地内に2以上の建築物がある場合 においては、その建築面積の合計)の敷地面積 に対する割合は、駅前街区内にあつては10 分の7、東街区内にあつては10分の4を超 えてはならない。ただし、<u>法第53条第6項</u> <u>第2号</u>又は第3号に該当する建築物につい ては、この限りでない。</p>	<p>(建築面積の敷地面積に対する割合)</p> <p>第4条 適用区域内における建築物の建築面積 (同一敷地内に2以上の建築物がある場合 においては、その建築面積の合計)の敷地面積 に対する割合は、駅前街区内にあつては10 分の7、東街区内にあつては10分の4を超 えてはならない。ただし、<u>法第53条第5項</u> <u>第2号</u>又は第3号に該当する建築物につい ては、この限りでない。</p>

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(2) <u>建築基準法第87条の4</u>において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査</p> <p>(5) <u>建築基準法第87条の4</u>において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する完了の検査 1件 19,000円(小荷物専用昇降機にあっては、11,000円)</p> <p><u>(18)の2 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件 33,000円</u></p> <p><u>(18)の3 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件 33,000円</u></p> <p>(39)の2 <u>建築基準法第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定又は同法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件 27,000円</p> <p><u>(39)の3 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1件 120,000円</u></p> <p><u>(39)の4 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1件 160,000円</u></p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(2) <u>建築基準法第87条の2</u>において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請に対する審査又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査</p> <p>(5) <u>建築基準法第87条の2</u>において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する完了の検査 1件 19,000円(小荷物専用昇降機にあっては、11,000円)</p> <p><u>(18)の2 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件 33,000円</u></p> <p>(39)の2 <u>建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定又は同条第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件 27,000円</u></p>

(39)の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 1件 第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった特定建築物の建築等の計画に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）

(39)の6 略

(62) 長期優良住宅法第6条第2項（長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 一戸建ての住宅等に係るものである場合 第59号、第59号の3、第60号、第61号、第61号の3から第61号の5まで又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった計画に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額。イにおいて同じ。）を加算して得た額

(71) 低炭素化促進法第54条第2項（低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 第67号から第70号

(39)の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 1件 第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった特定建築物の建築等の計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）

(39)の4 略

(62) 長期優良住宅法第6条第2項（長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 一戸建ての住宅等に係るものである場合 第59号、第59号の3、第60号、第61号、第61号の3から第61号の5まで又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額。イにおいて同じ。）を加算して得た額

(71) 低炭素化促進法第54条第2項（低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 第67号から第70号

<p>までに定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった新築等計画又は計画変更に、<u>建築基準法第87条の4</u>に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）を加算して得た額</p> <p>(76) 建築物省エネ法第30条第2項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 第72号から第75号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった性能向上計画又は計画変更に、<u>建築基準法第87条の4</u>に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）を加算して得た額</p>	<p>までに定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった新築等計画又は計画変更に、<u>建築基準法第87条の2</u>に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）を加算して得た額</p> <p>(76) 建築物省エネ法第30条第2項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合における審査 第72号から第75号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった性能向上計画又は計画変更に、<u>建築基準法第87条の2</u>に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）を加算して得た額</p>
---	---

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第45号	所 管	住宅管理担当
件 名	尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の制定により、公営住宅法が改正され、認知症である者等の収入申告義務の免除が可能となったため、当該改正内容に合わせた規定の整備を行うもの。</p> <p>あわせて、収入超過者等に対する的確な対応を図る観点から、必要な収入申告がない市営住宅等の入居者について、市の調査により把握した収入額をもって収入を認定するための規定整備を行うもの。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例</p> <p>(2) 尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例</p> <p>(4) 尼崎市再開発住宅の設置及び管理に関する条例</p> <p>(5) 尼崎市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 認知症患者等の入居者の家賃決定に係る特例措置</p> <p>市営住宅等の入居者の家賃について、現行では、入居者の毎年度の収入申告をもとに決定することを原則としているが、認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認める場合については、市長が官公署の書類の閲覧等により把握する収入状況をもって定めることを可能とする。</p> <p>(2) 収入超過者等の認定</p> <p>必要な収入申告がない入居者に対する収入超過者等の認定について、市長が別に定めるところにより認定した収入の額をもって実施するよう改める。</p> <p>4 施行期日</p> <p>平成31年4月1日。</p> <p>なお、認知症患者等の入居者の家賃決定に係る特例措置及び収入超過者等の認定については、平成32年4月分以後の家賃の算出より適用する。</p>					

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(家賃の決定)</p> <p>第17条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額（毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者から次条第1項の規定による申告がない場合において、当該入居者に対し第35条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず当該入居者がその請求に応じないときは、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。</p> <p>2 入居者（法第16条第4項の国土交通省令で定める者のいずれかに該当する者に限る。以下この項及び次条第3項において同じ。）が同条第1項の規定による申告をすること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、前項の規定にかかわらず、毎年度、次条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>3 入居決定者に係る市営住宅の入居可能日の属する年度における毎月の家賃は、前2項の規定にかかわらず、第12条第1項第1号の規定により当該入居決定者から提出された同号の収入の申告書により市長が認定した収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>4 前各項の規定を適用する場合における令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第17条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合における令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。</p> <p>3 入居決定者に係る市営住宅の入居可能日の属する年度の毎月の家賃は、第12条第1項第1号の規定により当該者から提出された収入の申告書に基づき、市長が収入の額を認定し、第1項に規定する方法により算出した額とする。</p>

<p>(収入の申告等)</p> <p>第18条</p> <p>2 市長は、前項の規定による申告があつたときは、<u>当該申告に基づきその入居者の収入の額を認定し、当該額を当該入居者に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、前条第2項に規定する場合において市長が法第16条第4項の国土交通省令で定める方法により入居者の収入を把握したときについて準用する。この場合において、前項中「当該申告」とあるのは、「その把握したところ」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第18条</p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</u></p>
<p>(収入超過者等の認定)</p> <p>第28条 市長は、毎年度、入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、<u>当該入居者に係る第18条第2項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>の規定により認定した収入の額(同条第1項の規定による申告がない場合(第17条第2項に規定する場合を除く。))<u>にあつては、市長が別に定めるところにより認定した収入の額。次項において同じ。)</u>が第6条第3号アからウまでに掲げる区分に応じ当該同号アからウまでに定める金額を超えているときは、<u>当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</u></p> <p>2 市長は、毎年度、入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、<u>当該入居者に係る第18条第2項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超えているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</u></p>	<p>(収入超過者及び高額所得者に関する認定)</p> <p>第28条 市長は、毎年度、入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、<u>当該入居者に係る第18条第2項の規定により認定した収入の額が第6条第3号ア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれ同号ア、イ又はウに定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 市長は、毎年度、入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、<u>当該入居者に係る第18条第2項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に定める金額を超えているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。</u></p>
<p>(収入超過者の家賃)</p> <p>第30条 収入超過者の毎月の家賃は、第17条第1項の規定にかかわらず、<u>第28条第1項の規定による収入超過者としての認定に係</u></p>	<p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第30条 収入超過者の毎月の家賃は、第17条第1項の規定にかかわらず、<u>第28条第1項の規定による収入超過者としての認定に係</u></p>

る期間中、第18条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。この場合においては、第17条第1項ただし書の規定を準用する。

2 第17条第2項に規定する場合におけるその収入超過者の市営住宅の毎月の家賃は、同項及び前項の規定にかかわらず、第28条第1項の規定による収入超過者としての認定に係る期間中、第18条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とする。

3 第19条及び第21条の規定は、前2項の家賃について準用する。
(高額所得者の家賃等)

第32条 高額所得者の毎月の家賃は、第17条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第28条第2項の規定による高額所得者としての認定に係る期間中、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

3 第19条の規定は第1項の家賃について、第21条の規定は同項の家賃及び前項の金銭について準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、第17条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第2項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第21条(第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは同条第2項の金銭の減免若しくは徴収猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定による住宅のあっせん等又は第37条の規定による申出に基づく市営住宅への入居の措置に関し

る期間、第18条第2項の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。

2 第19条及び第21条の規定は、前項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第32条 高額所得者の毎月の家賃は、第17条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、第28条第2項の規定による高額所得者としての認定に係る期間、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

3 第19条の規定は第1項の家賃について、第21条の規定は同項の家賃及び前項の金銭について、それぞれ準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、第17条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第21条(第30条第2項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定による住宅のあっせん等又は第37条の規定による申出に基づく市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入

必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の規定により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第2項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途廃止に係る家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第2項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

の状況について、当該入居者若しくはその雇主、取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の規定により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途廃止に係る家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(家賃の決定)</p> <p>第7条 改良住宅の毎月の家賃は、<u>毎年度、第11条第1項</u>において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定された<u>収入の額</u>に基づき、法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（<u>昭和26年法律第193号</u>）第2条第4号の第2種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定により算出した家賃の限度となる額（以下「家賃限度額」という。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合において、同条第1項中「乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額）」とあるのは、「乗じた額（当該額が住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法第2条第4号の第2種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定により算出した家賃の限度となる額を超える場合にあっては、当該額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 入居者から第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第7条 改良住宅の毎月の家賃は、<u>毎年度、第11条</u>において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定された<u>収入に基づき</u>、法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法第2条第4号の第2種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定により算出した家賃の限度となる額（以下「家賃限度額」という。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合において、同条第1項中「乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額）」とあるのは、「乗じた額（当該額が住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法第2条第4号の第2種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定により算出した家賃の限度となる額を超える場合にあっては、当該額）」と読み替えるものとする。<u>ただし、入居者からの第11条において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第11条において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅の家賃は、家賃限度額に、当該家賃限度額に第9条第2項第3号に定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。</u></p>

申告がない場合において当該入居者に対し第11条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず当該入居者がその請求に応じないときにおける当該入居者の改良住宅の毎月の家賃は、前項の規定にかかわらず、毎年度、家賃限度額に、当該家賃限度額に第9条第2項第3号に定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。

3 入居者（公営住宅法第16条第4項の国土交通省令で定める者のいずれかに該当する者に限る。以下この項において同じ。）が第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告をすること及び第11条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の改良住宅の毎月の家賃は、前2項の規定にかかわらず、毎年度、第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、家賃限度額以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。

4 第1項若しくは前項又は第11条第1項において準用する市営住宅条例第17条第3項の規定を適用する場合における公営住宅法施行令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。

(収入超過者の認定)

第8条 市長は、毎年度、入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第2項（第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する

2 前項の規定を適用する場合における公営住宅法施行令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。

(収入超過者の認定)

第8条 市長は、毎年度、入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第11条において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定した収入の額が、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める金額を超えているときは、

場合を含む。)の規定により認定した収入の額
(第11条第1項において準用する市営住宅
条例第18条第1項の規定による申告がない
場合(前条第3項に規定する場合を除く。)に
あつては、市長が別に定めるところにより認
定した収入の額)が次に掲げる区分に応じ当
該号に定める金額を超えているときは、当該
入居者を収入超過者として認定し、その旨を
当該入居者に通知するものとする。

(割増賃料)

第9条 収入超過者は、公営住宅法施行令第2
条に規定する方法の例により当該収入超過者
に係る同条第1項の家賃算定基礎額に同項各
号に掲げる数値(同項第4号の数値は規則で
定める。)を乗じた額(以下「収入基準家賃額」
という。)が家賃限度額を超える場合は、第7
条第1項から第3項までの規定にかかわら
ず、前条の規定による収入超過者としての認
定に係る期間中、毎月、家賃のほかに収入基
準家賃額から家賃限度額を控除して得た額を
割増賃料として支払わなければならない。こ
の場合においては、第7条第2項の規定を準
用する。

2 割増賃料の額は、家賃限度額に、次の各号
に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を
乗じて得た額(その額に100円未満の端数
があるときは、これを切り捨てた額)を限度
とする。

- (1) 収入超過者の収入の額が、前条第1号に
掲げる場合にあつては139,000円を
超え、158,000円以下、同条第2号
に掲げる場合にあつては114,000円
を超え、158,000円以下である場合
0.3
- (2) 収入超過者の収入の額が158,000
円を超え、191,000円以下である場
合 0.5
- (3) 収入超過者の収入の額が191,000

当該入居者を収入超過者として認定し、その
旨を通知するものとする。

(割増賃料)

第9条 収入超過者は、公営住宅法施行令第2
条に規定する方法の例により当該者に係る同
条第2項の規定による家賃算定基礎額に同条
第1項各号に掲げる数値(同項第4号の数値
は規則で定める。)を乗じた額(以下「収入基
準家賃額」という。)が家賃限度額を超える場
合は、前条の規定による収入超過者としての
認定に係る期間、毎月、家賃のほかに収入基
準家賃額から家賃限度額を控除して得た額を
割増賃料として支払わなければならない。

2 割増賃料の額は、家賃限度額に次の各号に
掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗
じて得た額(その額に100円未満の端数が
あるときは、これを切り捨てた額)を限度と
する。

- (1) 収入超過者の収入が前条第1号に掲げる
場合にあつては139,000円を超え、
158,000円以下、同条第2号に掲げ
る場合にあつては114,000円を超え、
158,000円以下である場合 0.3
- (2) 収入超過者の収入が158,000円を
超え、191,000円以下である場合
0.5
- (3) 収入超過者の収入が191,000円を

円を超える場合 0.8	超える場合 0.8
-------------	-----------

尼崎市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(家賃の決定)</p> <p>第7条 コミュニティ住宅の毎月の家賃は、<u>毎年度、第11条第1項</u>において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定された<u>収入の額</u>に基づき、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法<u>（昭和26年法律第193号）</u>第2条第4号の第2種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額（以下「家賃限度額」という。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合において、同条第1項中「乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）」とあるのは、「乗じた額（当該額が公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法第2条第4号の第2種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額を超える場合にあつては、当該額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>入居者から第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない場合において当該入居者に対し第11条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求を行</u></p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第7条 コミュニティ住宅の毎月の家賃は、<u>毎年度、第11条</u>において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定された<u>収入</u>に基づき、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法第2条第4号の第2種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額（以下「家賃限度額」という。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合において、同条第1項中「乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）」とあるのは、「乗じた額（当該額が公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法第2条第4号の第2種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額を超える場合にあつては、当該額）」と読み替えるものとする。<u>ただし、入居者からの第11条において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第11条において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該コミュニティ住宅の家賃は、家賃限度額に、当該家賃限度額に第9条第2項第3号に定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。</u></p>

ったにもかかわらず当該入居者がその請求に応じないときにおける当該入居者のコミュニティ住宅の毎月の家賃は、前項の規定にかかわらず、毎年度、家賃限度額に、当該家賃限度額に第9条第2項第3号に定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。

3 入居者（公営住宅法第16条第4項の国土交通省令で定める者のいずれかに該当する者に限る。以下この項において同じ。）が第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告をすること及び第11条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者のコミュニティ住宅の毎月の家賃は、前2項の規定にかかわらず、毎年度、第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、家賃限度額以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。

4 第1項若しくは前項又は第11条第1項において準用する市営住宅条例第17条第3項の規定を適用する場合における公営住宅法施行令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。

(収入超過者の認定)

第8条 市長は、毎年度、入居者がコミュニティ住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第2項（第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認定した収入の額（第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告

2 前項の規定を適用する場合における公営住宅法施行令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。

(収入超過者の認定)

第8条 市長は、毎年度、入居者がコミュニティ住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第11条において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定した収入の額が、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

がない場合（前条第3項に規定する場合を除く。）にあつては、市長が別に定めるところにより認定した収入の額）が次に掲げる区分に応じ当該号に定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

（割増賃料）

第9条 収入超過者は、公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により当該収入超過者に係る同条第1項の家賃算定基礎額と同項各号に掲げる数値（同項第4号の数値は、規則で定める。）を乗じた額（以下「収入基準家賃額」という。）が家賃限度額を超える場合は、第7条第1項から第3項までの規定にかかわらず、前条の規定による収入超過者としての認定に係る期間中、毎月、家賃のほかに収入基準家賃額から家賃限度額を控除して得た額を割増賃料として支払わなければならない。この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

2 割増賃料の額は、家賃限度額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

- (1) 収入超過者の収入の額が、前条第1号に掲げる場合にあつては139,000円を超え、158,000円以下、同条第2号に掲げる場合にあつては114,000円を超え、158,000円以下である場合 0.3
- (2) 収入超過者の収入の額が158,000円を超え、191,000円以下である場合 0.5
- (3) 収入超過者の収入の額が191,000円を超える場合 0.8

（割増賃料）

第9条 収入超過者は、公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により当該者に係る同条第2項の規定による家賃算定基礎額に同条第1項各号に掲げる数値（同項第4号の数値は、規則で定める。）を乗じた額（以下「収入基準家賃額」という。）が家賃限度額を超える場合は、前条の規定による収入超過者としての認定に係る期間、毎月、家賃のほかに収入基準家賃額から家賃限度額を控除して得た額を割増賃料として支払わなければならない。

2 割増賃料の額は、家賃限度額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

- (1) 収入超過者の収入が前条第1号に掲げる場合にあつては139,000円を超え、158,000円以下、同条第2号に掲げる場合にあつては114,000円を超え、158,000円以下である場合 0.3
- (2) 収入超過者の収入が158,000円を超え、191,000円以下である場合 0.5
- (3) 収入超過者の収入が191,000円を超える場合 0.8

尼崎市再開発住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(家賃の決定)</p> <p>第7条 再開発住宅の毎月の家賃は、<u>毎年度、第10条第1項</u>において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定された<u>収入の額</u>に基づき、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（<u>昭和26年法律第193号</u>）第2条第3号の第1種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額（以下「家賃限度額」という。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合において、同条第1項中「乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）」とあるのは、「乗じた額（当該額が公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法第2条第3号の第1種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額を超える場合にあつては、当該額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>入居者から第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない場合において当該入居者に対し第10条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求を行</u></p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第7条 再開発住宅の毎月の家賃は、<u>毎年度、第10条</u>において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定された<u>収入</u>に基づき、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法第2条第3号の第1種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額（以下「家賃限度額」という。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合において、同条第1項中「乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）」とあるのは、「乗じた額（当該額が公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法第2条第3号の第1種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額を超える場合にあつては、当該額）」と読み替えるものとする。<u>ただし、入居者からの第10条において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第10条において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該再開発住宅の家賃は、家賃限度額に、当該家賃限度額に第9条第2項第2号イに定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。</u></p>

ったにもかかわらず当該入居者がその請求に応じないときにおける当該入居者の再開発住宅の毎月の家賃は、前項の規定にかかわらず、毎年度、家賃限度額に、当該家賃限度額に第9条第2項第2号イに定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。

3 入居者（公営住宅法第16条第4項の国土交通省令で定める者のいずれかに該当する者に限る。以下この項において同じ。）が第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告をすること及び第10条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の再開発住宅の毎月の家賃は、前2項の規定にかかわらず、毎年度、第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、家賃限度額以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。

4 第1項若しくは前項又は第10条第1項において準用する市営住宅条例第17条第3項の規定を適用する場合における公営住宅法施行令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。

(収入超過者の認定)

第8条 市長は、毎年度、入居者が再開発住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第2項（第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認定した収入の額（第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない

2 前項の規定を適用する場合における公営住宅法施行令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。

(収入超過者の認定)

第8条 市長は、毎年度、入居者が再開発住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第10条において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定した収入の額が第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号ア又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はウに定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知

<p><u>場合（前条第3項に規定する場合を除く。）にあっては、市長が別に定めるところにより認定した収入の額）が第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号ア又はウに掲げる区分に応じ当該同号ア又はウに定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</u></p> <p>（割増賃料）</p> <p>第9条 収入超過者は、公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により当該<u>収入超過者に係る同条第1項の家賃算定基礎額</u>に同項各号に掲げる数値（同項第4号の数値は、規則で定める。）を乗じた額（以下「収入基準家賃額」という。）が家賃限度額を超える場合は、<u>第7条第1項から第3項までの規定にかかわらず、前条の規定による収入超過者としての認定に係る期間中、毎月、家賃のほかに収入基準家賃額から家賃限度額を控除して得た額を割増賃料として支払わなければならない。この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>2 割増賃料の額は、家賃限度額に、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。</p> <p>(1) 第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号アに掲げる場合において <u>収入超過者の収入の額が214,000円を超えるとき</u> 0.4</p> <p>(2) 第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号ウに掲げる場合において <u>収入超過者の収入の額が158,000円を超えるとき</u> 次に掲げる収入超過者の収入の額の区分に応じ、当該ア又はイに定める率</p>	<p>するものとする。</p> <p>（割増賃料）</p> <p>第9条 収入超過者は、公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により当該<u>者に係る同条第2項の規定による家賃算定基礎額</u>に同条第1項各号に掲げる数値（同項第4号の数値は、規則で定める。）を乗じた額（以下「収入基準家賃額」という。）が家賃限度額を超える場合は、前条の規定による収入超過者としての認定に係る<u>期間</u>、毎月、家賃のほかに収入基準家賃額から家賃限度額を控除して得た額を割増賃料として支払わなければならない。</p> <p>2 割増賃料の額は、家賃限度額に次に掲げる区分に応じ、当該号に定める率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。</p> <p>(1) <u>収入超過者の収入が第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号アに掲げる場合にあっては、214,000円を超える場合</u> 0.4</p> <p>(2) <u>収入超過者の収入が第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号ウに掲げる場合にあっては、ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める率</u></p>
--	---

尼崎市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(家賃の決定)</p> <p>第7条 従前居住者用住宅の毎月の家賃は、<u>毎年度、第10条第1項</u>において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定された<u>収入の額</u>に基づき、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（<u>昭和26年法律第193号</u>）第2条第3号の第1種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額（以下「家賃限度額」という。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合において、同条第1項中「乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）」とあるのは、「乗じた額（当該額が公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法第2条第3号の第1種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額を超える場合にあつては、当該額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>入居者から第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない場合において当該入居者に対し第10条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求を行</u></p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第7条 従前居住者用住宅の毎月の家賃は、<u>毎年度、第10条</u>において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定された<u>収入</u>に基づき、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法第2条第3号の第1種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額（以下「家賃限度額」という。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合において、同条第1項中「乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）」とあるのは、「乗じた額（当該額が公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法第2条第3号の第1種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定の例により算出した家賃の限度となる額を超える場合にあつては、当該額）」と読み替えるものとする。<u>ただし、入居者からの第10条において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第10条において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該従前居住者用住宅の家賃は、家賃限度額に、当該家賃限度額に第9条第2項第2号イに定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。</u></p>

ったにもかかわらず当該入居者がその請求に応じないときにおける当該入居者の従前居住者用住宅の毎月の家賃は、前項の規定にかかわらず、毎年度、家賃限度額に、当該家賃限度額に第9条第2項第2号イに定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。

3 入居者（公営住宅法第16条第4項の国土交通省令で定める者のいずれかに該当する者に限る。以下この項において同じ。）が第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告をすること及び第10条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の従前居住者用住宅の毎月の家賃は、前2項の規定にかかわらず、毎年度、第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、家賃限度額以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。

4 第1項若しくは前項又は第10条第1項において準用する市営住宅条例第17条第3項の規定を適用する場合における公営住宅法施行令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。

(収入超過者の認定)

第8条 市長は、毎年度、入居者が従前居住者用住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第2項（第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認定した収入の額（第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告

2 前項の規定を適用する場合における公営住宅法施行令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。

(収入超過者の認定)

第8条 市長は、毎年度、入居者が従前居住者用住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第10条において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定した収入の額が第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号ア又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はウに定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨

がない場合（前条第3項に規定する場合を除く。）にあっては、市長が別に定めるところにより認定した収入の額が第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号ア又はウに掲げる区分に応じ当該同号ア又はウに定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

（割増賃料）

第9条 収入超過者は、公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により当該収入超過者に係る同条第1項の家賃算定基礎額と同項各号に掲げる数値（同項第4号の数値は、規則で定める。）を乗じた額（以下「収入基準家賃額」という。）が家賃限度額を超える場合は、第7条第1項から第3項までの規定にかかわらず、前条の規定による収入超過者としての認定に係る期間中、毎月、家賃のほかに収入基準家賃額から家賃限度額を控除して得た額を割増賃料として支払わなければならない。この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

2 割増賃料の額は、家賃限度額に、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

(1) 第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号アに掲げる場合において収入超過者の収入の額が214,000円を超えるとき 0.4

(2) 第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号ウに掲げる場合において収入超過者の収入の額が158,000円を超えるとき 次に掲げる収入超過者の収入の額の区分に応じ、当該ア又はイに定める率

を通知するものとする。

（割増賃料）

第9条 収入超過者は、公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により当該者に係る同条第2項の規定による家賃算定基礎額に同条第1項各号に掲げる数値（同項第4号の数値は、規則で定める。）を乗じた額（以下「収入基準家賃額」という。）が家賃限度額を超える場合は、前条の規定による収入超過者としての認定に係る期間、毎月、家賃のほかに収入基準家賃額から家賃限度額を控除して得た額を割増賃料として支払わなければならない。

2 割増賃料の額は、家賃限度額に次に掲げる区分に応じ、当該号に定める率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

(1) 収入超過者の収入が第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号アに掲げる場合にあっては、214,000円を超える場合 0.4

(2) 収入超過者の収入が第6条第2項において準用する市営住宅条例第6条第3号ウに掲げる場合にあっては、ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める率

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第46号	所 管	公園維持課
件 名	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>記念公園総合体育館格技室の冷暖房設備設置に伴い、受益者負担の公平性を図るため、格技室に係る冷暖房設備の使用料を設定するとともに、これまで設定のなかったサブアリーナの暖房設備についても使用料を設定するもの。</p> <p>併せて、メインアリーナ及びサブアリーナについて、それぞれ冷房設備と暖房設備の使用料を同額に設定するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>格技室に係る冷暖房設備の使用料及びメインアリーナ、サブアリーナに係る冷暖房設備の使用料について、次のとおり設定する。</p> <p>(1) 格技室に係る冷暖房設備の使用料</p> <p>ア 全面使用の場合 1時間当たり500円</p> <p>イ 片面使用の場合 1時間当たり250円</p> <p>(2) サブアリーナに係る冷暖房設備の使用料</p> <p>1時間当たり2,000円</p> <p>(3) メインアリーナに係る冷暖房設備の使用料</p> <p>1時間当たり13,000円</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成31年7月1日</p>					

尼崎市都市公園条例

改正後					現 行				
別表第2 (5) 有料公園施設等を利用する場合 ウ 付属設備（駐車場を除く。）の使用料					別表第2 (5) 有料公園施設等を利用する場合 ウ 付属設備（駐車場を除く。）の使用料				
公園名	施設の名称	付属設備の種別等	使用料		公園名	施設の名称	付属設備の種別	使用料	
			単位	金額				単位	金額
記念公園	総合体育館	メイン・アリーナ冷暖房設備	1時間	13,000円	記念公園	総合体育館	メイン・アリーナ暖房設備	1時間	15,600円
		サブ・アリーナ冷暖房設備	1時間	2,000円	記念公園	総合体育館	メイン・アリーナ冷暖房設備	1時間	10,000円
		仮設ステージ	一式1回	3,150円	記念公園	総合体育館	サブ・アリーナ冷暖房設備	1時間	1,650円
格技室 全面使用	1時間	500円	記念公園	総合体育館	仮設ステージ	一式1回	3,150円		
暖房設備 2分の1 全面使用	1時間	250円	記念公園	総合体育館	格技室 全面使用	1時間	500円		
陸上競技場	夜間照明設備	全灯30分	5,500円	陸上競技場	夜間照明設備	全灯30分	5,500円		

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第47号	所 管	消防局企画管理課
件 名	尼崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 本条例にて規定している各消防署の管轄区域について、現在は尼崎市役所支所設置条例の本則の表にて定める各地区の区域からの引用としているが、尼崎市役所支所設置条例の廃止に伴い、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 各消防署の管轄区域について、尼崎市役所支所設置条例からの引用規定を改め、各管轄区域内の町名等を個別に記載する。				
3	施行期日 平成31年4月1日				

尼崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例

改正後			現 行		
別表			別表		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
尼崎市中消防署	尼崎市昭和通 2丁目6番7 5号	<u>大高洲町、開明町1～3丁目、 神田北通1～9丁目、神田中通1～9丁目、神田南通1～6丁目、北城内、北大物町、北竹谷町1～3丁目、北初島町、玄番北之町、玄番南之町、汐町、昭和通1～9丁目、昭和南通3～9丁目、大物町1・2丁目(1丁目の区域のうち、<u>県道昭和東本町線</u>以東で神崎尼崎線の2以北の区域並びに神崎尼崎線の2、市道第1号線及び大物川緑地で囲まれた区域を除く。)</u> 、竹谷町1～3丁目、 <u>建家町、築地1～5丁目、寺町、中在家町1～4丁目、西海岸町、西桜木町、西大物町、西高洲町、西難</u>	尼崎市中消防署	尼崎市昭和通 2丁目6番7 5号	<u>尼崎市役所支所設置条例(平成17年尼崎市条例第51号)の本則の表(以下「表」という。)</u> の左欄に掲げる中央地区の区域(東本町1丁目1番地を除く。)

		<p>波町 1～6 丁目、西本町 1～8 丁目、西本町北通 3～5 丁目、西松島町、西御園町、西向島町、東海岸町、東桜木町、東大物町 1・2 丁目（1 丁目の区域のうち県道昭和東本町線以東の区域を除く。）、東高洲町、東難波町 1～5 丁目、東初島町、東浜町、東本町 1～4 丁目（1 丁目の区域のうち 1 番地の区域を除く。）、東松島町、東御園町、東向島西之町、東向島東之町、扶桑町、船出、御園町、南城內、南竹谷町 1～3 丁目、南初島町、宮内町 1～3 丁目、蓬川莊園</p>			
尼崎市東消防署	尼崎市次屋 1 丁目 9 番 1 9 号	<p>今福 1・2 丁目、梶ヶ島、神崎町、金楽寺町 1・2 丁目、杭瀬北新町 1～4 丁目、杭瀬寺島 1・2 丁目、杭瀬本町</p>	尼崎市東消防署	尼崎市次屋 1 丁目 9 番 1 9 号	<p>表の左欄に掲げる小田地区の区域及び中央地区の区域のうち尼崎市中消防署の管轄区域を除く区域</p>

		<p>1～3丁目、杭瀬南新町1～4丁目、久々知1～3丁目、久々知西町1・2丁目、潮江1～5丁目、下坂部1～4丁目（4丁目の区域のうち小園区画第7号線以北の区域を除く。）、常光寺1～4丁目、善法寺、善法寺町、大物町1丁目（県道昭和東本町線以東で神崎尼崎線の2以北の区域並びに神崎尼崎線の2、市道第1号線及び大物川緑地で囲まれた区域に限る。）、高田、高田町、次屋1～4丁目、長洲中通1～3丁目、長洲西通1・2丁目、長洲東通1～3丁目、長洲本通1～3丁目、西川1・2丁目、西長洲町1～3丁目、額田、額田町、浜1～3丁目、東大物町1丁目（県道昭和</p>			
--	--	---	--	--	--

		東本町線以東の区域に限る。)、 東本町1丁目 (1番地の区域に限る。)、名神町3丁目、弥生ヶ丘町			
尼崎市西消防署	尼崎市大庄北3丁目30番20号	稲葉荘1～4丁目、稲葉元町1～3丁目、扇町、大島1～3丁目、大庄川田町、大庄北1～5丁目、大庄中通1～5丁目、大庄西町1～4丁目、大浜町1・2丁目、琴浦町、水明町、末広町1・2丁目、崇徳院1～3丁目、常松1・2丁目、常吉1・2丁目、鶴町、道意町1～7丁目、中浜町、菜切山町、西昆陽1～4丁目、西立花町2～5丁目(2丁目の区域のうち1～13番、15～19番及び28～32番の街区の区域並びに3丁目の区域のうち1～11番、15番及び16番	尼崎市西消防署	尼崎市大庄北3丁目30番20号	表の左欄に掲げる大庄地区及び武庫地区の区域

		<p>の街区の区域を除く。)、<u>浜田町1～5丁目、平左衛門町、丸島町、水堂町4丁目(11番(水堂第1住宅の敷地部分に限る。))</u> <u>の街区の区域を除く。)、南武庫之荘1・4～12丁目、武庫川町1～4丁目、武庫町1～4丁目、武庫の里1・2丁目、武庫之荘1～9丁目、武庫之荘西2丁目、武庫之荘東1丁目、武庫之荘本町1～3丁目(3丁目の区域のうち武庫第三区画第86号線、武庫第三区画第96号線及び武庫第三区画第99号線に沿接する水路以東の区域を除く。)、武庫元町1～3丁目、武庫豊町2・3丁目、元浜町1～5丁目、蓬川町</u></p>			
尼崎市北消防署	尼崎市上ノ島町3丁目2番1号	猪名寺1～3丁目、大西町1～3丁目、尾浜町	尼崎市北消防署	尼崎市上ノ島町3丁目2番1号	表の左欄に掲げる立花地区及び園田地区の区域

		<p>1～3丁目、上食満、上坂部1～3丁目、上ノ島町1～3丁目、瓦宮1・2丁目、口田中1・2丁目、栗山町1・2丁目、食満1～7丁目、小中島、小中島1～3丁目、三反田町1～3丁目、椎堂1・2丁目、下食満、下坂部4丁目（小園区画第7号線以北の区域に限る。）、立花町1～4丁目、田能1～6丁目、塚口町1～6丁目、塚口本町1～8丁目、戸ノ内、戸ノ内町1～6丁目、富松町1～4丁目、中食満、若王寺1～3丁目、七松町1～3丁目、西立花町1～3丁目（2丁目の区域のうち14番、20～27番及び33～35番の街区の区域並びに3丁目の区域のうち12～</p>			
--	--	--	--	--	--

		<p>14番及び17 ～20番の街区 の区域を除 く。)、東園田町 1～9丁目、東 塚口町1・2丁 目、東七松町 1・2丁目、法 界寺、水堂町1 ～4丁目(4丁 目の区域のうち 1～10番、1 1番(水堂第1 住宅の敷地部分 を除く。)及び1 2～20番の街 区の区域を除 く。)、御園1～ 3丁目、南清水、 南塚口町1～8 丁目、南七松町 1・2丁目、南 武庫之荘2・3 丁目、武庫之荘 東2丁目、武庫 之荘本町3丁目 (武庫第三区画 第86号線、武 庫第三区画第9 6号線及び武庫 第三区画第99 号線に沿接する 水路以東の区域 に限る。)、名神 町1・2丁目</p>			
--	--	--	--	--	--

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第48号	所 管	公営企業局企画管理課
件 名	尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>職員のより幅広い働き方に柔軟に対応する観点から、修学部分休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業を導入することと併せて、それらの休業期間中の給与に関する規定の整備等を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>(1) 修学部分休業の承認を受けた企業職員の給与の取扱い</p> <p>修学部分休業(大学等における修学のため所定勤務時間を短縮する措置)の承認を受けた企業職員について、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与の額に相当する額を減額した給与を支給する。</p> <p>(2) 自己啓発等休業又は配偶者同行休業の承認を受けた企業職員の給与の取扱い</p> <p>自己啓発等休業(大学等における修学又は国際貢献活動のための休業)又は配偶者同行休業(外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活を共にするための休業)の承認を受けた企業職員について、これらの休業期間中は給与を支給しない。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p>				

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

改正後	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第13条</p> <p><u>(4) 修学部分休業（職員が大学その他の管理者が別に定める教育施設における修学のため1日の勤務時間の一部（管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）の承認</u></p> <p>(自己啓発等休業等の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第14条の2</p> <p><u>1 尼崎市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成31年尼崎市条例 号）第2条又は尼崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年尼崎市条例第 号）第2条の規定による承認を受けた職員には、これらの承認に係る地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業又は同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p><u>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、当該承認に係る育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当の支給については、この限りでない。</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第13条</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第14条の2</p> <p><u>1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当の支給については、この限りでない。</u></p>

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第49号	所 管	水道部経営企画課
件 名	尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>平成31年10月1日から予定されている消費税率の引上げに伴い、水道料金等を改定するため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>(1) 水道料金 水道料金について、規定により算定した額に乗じる率を「8%」から「10%」へ改める。</p> <p>(2) 口座振替による納入の場合の料金の特例 水道使用者が口座振替の方法により納入する場合における料金について、当該料金の額から控除する額を「54円」から「55円」に改める。</p> <p>(3) 分担金 給水装置の新設又は改造工事を申し込む者が納入すべき分担金について、規定により定める額に乗じる率を「8%」から「10%」へ改める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成31年12月1日。 ただし、分担金に係る改正については、平成31年10月1日。</p>				

尼崎市水道事業給水条例

改正後	現 行
<p>(料金)</p> <p>第30条 <u>第20条第1項の規定により量水器を設置して水道を使用する場合の料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p> <p>2 <u>前項の基本料金及び従量料金は、1月につき、次表のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、共用給水装置により水道を使用する場合は、1月につき、第1項の基本料金は、1戸につき250円とし、同項の従量料金は、使用水量のうち共用給水装置を使用する戸数に6立方メートルを乗じて得た水量までの分にあつては1立方メートルにつき35円、当該水量を超える分1立方メートルにつき85円とする。</u></p> <p>4 <u>第2項（第1項の従量料金に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、公衆浴場営業用に水道を使用する場合の同項の従量料金は使用水量1立方メートルにつき72円と、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合の従量料金は使用水量1立方メートルにつき318円とする。</u></p> <p>5 <u>第1項の規定にかかわらず、私設消火栓により消防演習の用に水道を使用する場合の料金は、1個につき、1回の使用時間10分につき550円として算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 <u>第1項、前項、次条第4項又は第33条第1項の規定の適用を受ける場合以外の場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき636円を超えない範囲内で管理者が定める額として算定した額に100分の110</u></p>	<p>(料金)</p> <p>第30条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>2 基本料金及び従量料金は、<u>量水器の口径に応じ、1月につき、次のとおりとする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、共用給水装置により水道を使用する場合は、1月につき、<u>基本料金にあつては1戸につき250円とし、従量料金にあつては使用水量のうち共用給水装置を使用する戸数に6立方メートルを乗じて得た水量までの分1立方メートルにつき35円、同水量を超える分1立方メートルにつき85円とする。</u></p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、公衆浴場営業用に水道を使用する場合の従量料金は使用水量1立方メートルにつき72円とし、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合の従量料金は使用水量1立方メートルにつき318円とする。</p> <p>5 <u>前各項の規定にかかわらず、私設消火栓により消防演習の用に水道を使用した場合の料金は、1個につき、1回の使用時間10分ごとに550円として計算した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p> <p>6 <u>前各項に該当しない料金は、使用水量1立方メートルにつき636円を超えない範囲内で管理者が定める額により計算した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これ</u></p>

<p>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>7 第4項の規定（<u>公衆浴場営業用に水道を使用する場合に係る部分に限る。</u>）は、管理者が別に定める基準により認定したものに限り、適用する。</p> <p>（料金の算定等）</p> <p>第31条 管理者は、定例日（<u>料金の算定を行う日としてあらかじめ管理者が2月ごとに定める日</u>をいう。以下同じ。）に使用水量を計量し、その計量した使用水量を<u>基礎として</u>料金を算定する。この場合において、<u>各月の使用水量は、均等とみなす。</u></p> <p>2 管理者は、水道使用者が臨時に水道を使用した場合は、その都度使用水量を計量し、その計量した使用水量を<u>基礎として</u>料金を算定する。</p> <p>4 <u>前条第1項並びに第1項及び第2項の規定にかかわらず、専用給水設備（1個の量水器につき2戸以上の水道使用者がある場合において各戸が給水栓を専用して水道を使用するときにおける専用給水装置をいう。以下同じ）により水道を使用する場合の料金の算定（各戸の水道使用者ごとの料金の算定を含む。）については、第33条第1項の規定の適用を受ける場合を除き、管理者は、特に必要があると認めるときは、別に定める方法によることができる。</u></p> <p>（専用給水設備による水道使用者がある場合の料金の算定の特例）</p> <p>第33条 <u>専用給水設備により水道を使用する場合の料金は、第30条第1項の規定にかかわらず、各戸の使用水量が均等で、かつ、口径20ミリメートル以下の量水器がそれぞれ各戸に設置されたものとみなして各戸ごとに同条第2項の規定を適用したならば算定されることとなる額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に</u></p>	<p>を切り捨てる。）とする。</p> <p>7 第4項の<u>公衆浴場営業用の適用について</u>は、管理者が別に定める基準により認定したものに<u>限る。</u></p> <p>（料金の算定）</p> <p>第31条 管理者は、定例日（<u>料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が2月ごとに定めた日</u>をいう。以下同じ。）に使用水量を計量し、その計量した使用水量を<u>もって</u>料金を算定する。この場合において、<u>使用水量は、各月均等とみなす。</u></p> <p>2 管理者は、水道使用者が臨時に水道を使用した場合は、その都度使用水量を計量し、その計量した使用水量を<u>もって</u>料金を算定する。</p> <p>4 <u>前各項の規定にかかわらず、1個の量水器で2戸以上の水道使用者がある場合で各戸が給水栓を専用する専用給水装置（第33条第1項及び第39条の2第3項において「専用給水設備」という。）により水道を使用するときの料金の算定（各戸の水道使用者ごとの料金の算定を含む。）については、第33条の規定の適用がある場合を除き、管理者が特に必要があると認めたときは、別に定める方法によることができる。</u></p> <p>（専用給水設備による水道使用者がある場合の料金の計算の特例）</p> <p>第33条 <u>専用給水設備の使用水量を計量するときの料金は、各戸の使用水量は均等とみなし、かつ、口径20ミリメートル以下の量水器がそれぞれ各戸に設置されたものとみなして、第30条第2項の規定により各戸ごとに計算した額の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>
---	--

<p>1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。</p> <p>2 前項の規定は、管理者が別に定める基準により認定したものに<u>限り、適用する。</u> (<u>口座振替</u>による納入の場合の料金の特例)</p> <p>第38条の2 水道使用者が口座振替の方法により料金(定例日に計量した使用水量を<u>基礎として算定する料金に限る。)</u>を納入する場合は、<u>第30条第1項、第31条第1項、第2項又は第4項、第33条第1項及び第35条の規定により算定された料金の額から55円(当該料金の額が55円を超えないときは、当該料金の額)を控除した額を当該水道使用者の料金の額とする。ただし、当該水道使用者の責めに帰すべき事由により管理者が最初に期限として指定した日を経過した後に料金を納入する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(分担金)</p> <p>第39条の2</p> <p>2 前項の規定により納入する分担金の額は、<u>次表の左欄に掲げる量水器の口径の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。</u> ただし、量水器の口径を増径する改造の場合の分担金の額は、<u>改造後の同表の左欄に掲げる量水器の口径の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額から改造前の同表の左欄に掲げる量水器の口径の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を控除した額に、100分の110を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、専用給水設備に係る分担金の額は、各戸が専用する給水管の口径と同口径の量水器(専ら住居の用に水道を使用する場合にあっては、口径20ミリメートル以下の<u>量水器</u>)<u>がそれぞれ各戸に設置されたものとみなして各戸ごとに同項の</u></p>	<p>2 前項の規定の<u>適用については</u>、管理者が別に定める基準により認定したものに<u>限る。</u> (<u>口座振替等</u>による納入の場合の料金の特例)</p> <p>第38条の2 水道使用者が口座振替<u>又は自動払込み</u>の方法により料金(定例日に計量した使用水量を<u>もって算定する料金に限る。)</u>を納入する場合は、<u>第30条、第31条、第33条及び第35条の規定にかかわらず、これらの規定により算定されたその者の料金の額から54円(当該料金の額が54円を超えないときは、当該料金の額)を控除した額をその者の料金の額とする。ただし、水道使用者の責めに帰すべき事由により管理者が最初に期限として指定した日を経過した後に料金を納入する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(分担金)</p> <p>第39条の2</p> <p>2 前項の規定により納入する分担金の額は、<u>次の表の左欄に掲げる量水器の口径に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に100分の108を乗じて得た額とする。</u> ただし、量水器の口径を増径する改造の場合の分担金の額は、<u>改造後の量水器の口径に応じた分担金の額から改造前の量水器の口径に応じた分担金の額を控除した後の額とする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、専用給水設備に係る分担金の額は、各戸が専用する給水管の口径と同口径の量水器(専ら住居の用に水道を使用する場合にあっては、口径20ミリメートル以下の<u>量水器とする。)</u><u>がそれぞれ各戸に設置されたものとみなして、各戸ごとの</u></p>
---	---

<p><u>規定を適用したならば算定されることとなる額の合計額とする。</u></p> <p>5 既納の分担金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると<u>認める</u>ときは、この限りでない。</p>	<p><u>当該量水器の口径に応じた同項の表に掲げる金額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 既納の分担金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると<u>認めた</u>ときは、この限りでない。</p>
--	---

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第50号	所 管	水道部経営企画課
件 名	尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 平成31年10月1日から予定されている消費税率の引上げに伴い、工業用水道料金等を改定するため、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 工業用水道料金及び量水器貸付料金について、規定により算定した額に乗じる率を「8%」から「10%」へ改める。				
3	施行期日 平成31年10月1日。 ただし、平成31年11月以後の月分の料金について適用する。				

尼崎市工業用水道条例

改正後	現 行
<p>(料金)</p> <p>第31条 料金は、工業用水道料金と量水器貸付料金との合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>2 前項の工業用水道料金及び量水器貸付料金の料率は、次のとおりとする。</p>	<p>(料金)</p> <p>第31条 料金は、工業用水道料金と量水器貸付料金との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>2 工業用水道料金及び量水器貸付料金の料率は、次のとおりとする。</p>

<平成31年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第51号	所 管	下水道部経営企画課
件 名	尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 平成31年10月1日から予定されている消費税率の引上げに伴い、下水道使用料等を改定するため、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 (1) 下水道使用料 下水道使用料について、規定により算定した額に乗じる率を「8%」から「10%」へ改める。 (2) 水質使用料 1月に1,250 m ³ 以上の汚水を排出する特定事業場が管理者の定める水質を超える汚水を排出した場合に徴収する水質使用料について、管理者が規定により定める額に乗じる率を「8%」から「10%」へ改める。				
3	施行期日 平成31年12月1日				

尼崎市下水道条例

改正後	現 行
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第9条 公共下水道の供用を開始したときは、下水を排除すべき区域内の利用者から、基本使用料と従量使用料との合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の使用料を徴収する。</p> <p>3 <u>使用者が</u>、特定事業場から管理者が別に定める水質の汚水を<u>1月</u>につき管理者が別に定める水量を超えて排除したときは、第1項の規定にかかわらず、当該利用者から、前項の規定を適用して算定した額に、当該特定事業場からその月に排除された汚水の総量に1立方メートルにつき128円の範囲内で管理者が別に定める額を乗じて得た額を加えて得た額に、<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の使用料を徴収する。</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第9条 公共下水道の供用を開始したときは、下水を排除すべき区域内の利用者から、基本使用料と従量使用料との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の使用料を徴収する。</p> <p>3 <u>使用者が</u>特定事業場から管理者が別に定める水質の汚水を、<u>1月</u>につき管理者が別に定める水量を超えて排除したときは、第1項の規定にかかわらず、当該利用者から、前項の規定を適用して算定した額に、当該特定事業場からその月に排除された汚水の総量に1立方メートルにつき128円の範囲内で管理者が別に定める額を乗じて得た額を加えて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の使用料を徴収する。</p>

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第52号	所 管	政策課
件 名	丹波少年自然の家事務組合理約の一部変更に関する協議について				
内 容					
<p>1 理由</p> <p>丹波少年自然の家事務組合を組織する篠山市が市名を「篠山市」から「丹波篠山市」に変更することに伴い、丹波少年自然の家事務組合理約を変更する必要性が生じたことから、関係地方公共団体と協議を行うため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内容</p> <p>丹波少年自然の家事務組合を組織する地方公共団体のうち、「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成31年5月1日</p>					

丹波少年自然の家事務組合格約

改正後				現 行			
(組合を組織する地方公共団体)				(組合を組織する地方公共団体)			
第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。				第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。			
尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 <u>丹波篠山市</u>				尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 <u>篠山市</u>			
別表				別表			
項 目	関係市町	負 担 区 分		項 目	関係市町	負 担 区 分	
		市町別	地域別			市町別	地域別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80	施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	<u>丹波篠山市</u>	—	100分の20		<u>篠山市</u>	—	100分の20
施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90	施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90
	丹波市	—	100分の7		丹波市	—	100分の7
	<u>丹波篠山市</u>	—	100分の3		<u>篠山市</u>	—	100分の3
人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。				人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。			

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第53号	所 管	行政管理課
件 名	包括外部監査契約の締結について				
内 容					
1	契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること。				
2	包括外部監査人として契約を締結する者 神戸市東灘区森北町7丁目19番18号 公認会計士 福井 剛				
3	契約の内容 (1) 契約の期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで (2) 契約の金額 13,241,000円を上限とする額 (3) 契約の方法 随意契約				
4	主な選定理由 (1) 平成30年度の包括外部監査において、契約に基づき忠実に業務を遂行するとともに、公認会計士としての専門性を活用し有効な監査結果をまとめた。 (2) 平成31年度の包括外部監査に対しても意欲的であり、本市における監査実績を踏まえ、より効率的・効果的な監査の実施が期待できる。				

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第54号	所 管	施設課、施設整備担当、設備整備担当
件 名	工事請負契約について（旧若草中学校解体工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市杭瀬本町2丁目18番17号 三永建設興業株式会社 代表取締役 堀尾 雅則				
2	契約金額 203,040,000円（※ 金額は消費税等相当額8%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 平成31年1月22日				
5	工事内容 校舎解体工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 2棟 2階建て 1棟 平屋建て 1棟 鉄骨造り 平屋建て 2棟 延べ面積 約5,640平方メートル 屋内運動場解体工事 鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り） 2階建て 1棟 延べ面積 約1,090平方メートル 付属建築物解体工事 プール、ポンプ室、渡り廊下等 外構解体工事 防球ネット、門塀、樹木、舗装、埋設配管等 その他解体付帯工事 電気・機械設備解体撤去及び敷地整地等				
6	工期 契約締結の日から225日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成31年1月22日	
件 名	旧若草中学校解体工事			
落 札 者 名	三永建設興業(株)	落 札 金 額	188,000,000円	
予 定 価 格	208,800,000円	最低制限価格	187,920,000円	
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		第2回目入札金額 (円)	
三永建設興業(株)	243,600,000	※予定価格超過	188,000,000	決定
(株)オカモト・コン ストラクション・ システム	216,700,000	※予定価格超過	189,000,000	
(株)鍵田組	249,500,000	※予定価格超過	194,000,000	
大道商事(株)	208,900,000	※予定価格超過	194,490,000	
大松建設(株)	248,000,000	※予定価格超過	196,200,000	
(株)柄谷工務店	248,800,000	※予定価格超過	199,800,000	
園建工業(株)	254,000,000	※予定価格超過	179,900,000	※最低制限価格 抵触
丸協産業(株)	287,900,000	※予定価格超過	185,000,000	※最低制限価格 抵触
(株)金山組	辞退		—	
(株)吉川組	辞退		—	

(※ 金額は消費税等相当額8%を含まない。)

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第55号	所 管	高齢介護課
件 名	指定管理者の指定について（鶴の巣園、千代木園、福喜園及びワークセンター和楽園）				
内 容					
1	施設名及び所在地				
	(1) 鶴の巣園	尼崎市東園田町6丁目9番地の2			
	(2) 千代木園	尼崎市稲葉荘2丁目24番5号			
	(3) 福喜園	尼崎市南武庫之荘1丁目7番20号			
	(4) ワークセンター 和楽園	尼崎市東大物町1丁目1番3号			
2	指定管理者				
	尼崎市東大物町1丁目1番2号				
	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会				
	理事長 松井 定雄				
3	指定期間				
	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）				
4	指定期間				
	鶴の巣園、千代木園、福喜園及びワークセンター和楽園の各老人福祉センターについては、第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）における見直し対象施設であり、今後の当該計画に係る具体的な取組等との整合を図りつつ、指定管理業務を円滑に遂行していくためには、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第56号	所 管	生活衛生課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立弥生ヶ丘斎場）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立弥生ヶ丘斎場 尼崎市弥生ヶ丘町1番1号				
2	指定管理者 尼崎市東海岸町1番地の120 公益財団法人尼崎環境財団 代表理事 岩田 強				
3	指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）				
4	指定期間 弥生ヶ丘斎場については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、公益財団法人尼崎環境財団を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第57号	所 管	生活衛生課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市墓園）				
内 容					
1	施設名及び所在地				
	(1)	尼崎市弥生ヶ丘墓園	尼崎市弥生ヶ丘町		
	(2)	尼崎市西難波墓園	尼崎市西難波町2丁目		
2	指定管理者				
	尼崎市東海岸町1番地の120				
	公益財団法人尼崎環境財団				
	代表理事 岩田 強				
3	指定期間				
	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）				
4	指定期間				
	墓園については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、公益財団法人尼崎環境財団を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第58号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて				
内 容					
1 趣旨	<p>尼崎市農業共済事業の農作物共済（水稻）に係る特別積立金については、損害防止のため特に必要な処置に要した費用の支払に充てることができることとしており、尼崎市農業共済条例第46条の規定に基づき、次のとおり取崩しを行うため、議決を求めるもの。</p>				
2 取崩限度額	202千円				
3 取崩しの理由	平成31年度損害防止事業を実施するため				
【参考】	<p>尼崎市農業共済条例（抄） （特別積立金の取崩し） 第46条 1・2 略 3 市は、議会の議決を経て、特別積立金を第13条後段に規定する費用及び第14条に規定する施設をするために必要な費用の支払に充てることができる。</p>				

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第59号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について				
内 容					
1 趣旨	<p>尼崎市農業共済条例第5条第2項の規定により、平成31年度の農業共済事業における賦課総額及び賦課単価を定めるため、議決を求めるもの。</p>				
2 賦課総額	92千円				
3 賦課単価	<p>水稲共済割1kg当たり0.77円</p>				
<p>【参考】 尼崎市農業共済条例（抄） （事務費の賦課） 第5条 市は、毎会計年度、市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の額その他の収入予定額に相当する額を差し引いて得た額及び兵庫県農業共済組合連合会が市に賦課する事務費の支払に充てる費用に相当する額の合計額を農作物共済加入者に賦課するものとする。 2 前項の規定による賦課は、水稲共済割によるものとし、その賦課総額及び賦課単価は、市長が尼崎市議会（以下「議会」という。）の議決を経て定める。</p>					

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第60号	所 管	住宅整備担当
件 名	事業契約の変更について（市営武庫3住宅第1期建替事業）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>時友住宅建替事業の第3次工区の関連する公共施設等の整備において、道路整備工事の増工に伴う契約金額の増額の必要が生じたとともに、下水本管移設に係る調整及び検討等に期間を要したことから、事業契約の変更を行うもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社吉川組、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレイション及び株式会社セノオ商會を構成企業とするグループ</p> <p>代表企業 尼崎市玄番南之町4番地 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 5,494,834,400円 変更後 5,500,029,200円 増 額 5,194,800円</p> <p>〔※ 金額は消費税等相当額8%を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費に一部消費税等対象外経費あり。〕</p>				
4	<p>契約期間</p> <p>変更前 平成26年10月8日から平成31年3月31日まで 変更後 平成26年10月8日から平成31年9月30日まで 延 長 183日間</p>				

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第61号	所 管	住宅整備担当
件 名	事業契約の変更について（市営武庫3住宅第2期（宮ノ北住宅）建替事業）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>宮ノ北住宅建替事業の第2次工区及び第3次工区の解体工事に先立つ事前調査において、アスベスト含有材使用状況調査を実施したところ、外壁や屋上の仕上げ材等の一部にアスベストが含まれていることを確認した。</p> <p>そのため、解体工事に先立ち、外壁仕上げ材等のアスベストの除去工事の増工等をする必要が生じたことにより、事業契約の変更を行うもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレーションを構成企業とするグループ</p> <p>代表企業 尼崎市玄番南之町4番地 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 8,659,203,600円 変更後 10,142,259,600円 増 額 1,483,056,000円</p> <p>〔※ 金額は消費税等相当額8%を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費に一部消費税等対象外経費あり。〕</p>				
4	<p>契約期間</p> <p>変更前 平成28年10月11日から平成33年8月31日まで 変更後 平成28年10月11日から平成34年5月31日まで 延 長 273日間</p>				

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第62号	所 管	道路維持担当
件 名	工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その1）工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>(1) 鋼矢板仮締切引抜工の減工 本工事における鋼矢板仮締切の引抜きについては、後に控える「その2」工事の鋼矢板の打設と連続して行うことにより、施工機械の運送費等の経費を削減できることから、港湾管理者と協議を行ったところ、本工事における鋼矢板の残置が認められたため、鋼矢板仮締切引抜工の減工を行うもの。</p> <p>(2) 賃金又は物価の変動に伴うインフレライドの適用 賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第26条第6項（いわゆるインフレライド条項）に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。</p>				
2	<p>契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地 株式会社鍵田組 代表取締役 鍵田 智嗣</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 539,239,680円 変更後 522,670,006円 減 額 16,569,674円 （※ 金額は消費税等相当額8%を含む。）</p>				
4	<p>契約工期 平成28年6月27日から平成31年3月30日まで（変更なし）</p>				

<平成31年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第63号	所 管	道路維持担当
件 名	工事請負契約について（港橋耐震補強（その2）工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地 株式会社鍵田組 代表取締役 鍵田 智嗣				
2	契約金額 443,880,000円（※ 金額は消費税等相当額8%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 平成31年1月17日				
5	工事内容 橋脚耐震補強工事 施工延長 47.0m、施工幅員 12.6m 耐震補強工（鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強） 落橋防止対策工（緩衝チェーン設置、水平分担構造設置）等				
6	工期 契約締結の日から平成33年3月20日まで				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成31年1月17日
件 名	港橋耐震補強（その2）工事		
落 札 者 名	（株）鍵田組	落 札 金 額	411,000,000円
予 定 価 格	455,552,000円	最 低 制 限 価 格	409,996,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額（円）		
（株）鍵田組	411,000,000	決定	
（株）オカモト・コンストラクション・システム	416,600,000		
杉本建設（株）	420,800,000		
丸協産業（株）	441,000,000		
福田土木工業（株）	445,500,000		
（株）香山組	449,500,000		
（株）柄谷工務店	455,800,000	※予定価格超過	
（株）大城工業所	辞退		

（※ 金額は消費税等相当額8%を含まない。）